

第5期日置市障がい者計画
第7期日置市障がい福祉計画
第3期日置市障がい児福祉計画

令和6年3月

鹿児島県日置市



はじめに

日頃より本市の福祉行政へのご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市におきましては、現在、約 3,500 人の方が障害者手帳を所持しています。

内訳をみますと、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

また、18 歳未満の子どもにつきましては、保護者の皆様の障がいに対する理解・認識の高まりなどもあり、特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒数が近年大きく増加している状況にあります。

このような状況の中、本市におきましては、障がい者施策の理念や基本方針を定めた「日置市障がい者計画」、障害福祉サービス等の実施について定めた「日置市障がい福祉計画・日置市障がい児福祉計画」を定め、障がいの有無に関わらず、共に支え合いながら暮らし、社会参加を促進する「地域共生社会」の実現を目指してまいりました。

この度、現在の計画である「第 4 期日置市障がい者計画・第 6 期日置市障がい福祉計画・第 2 期日置市障がい児福祉計画」が最終年度を迎えたことから、新たに「第 5 期日置市障がい者計画・第 7 期日置市障がい福祉計画・第 3 期日置市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

「地域で生き、共に支え合うまちづくり」を基本理念と定め、障がい者施策の総合的な推進を図ることで、地域共生社会の実現を目指してまいります。

地域共生社会の実現のためには、行政や関係機関、事業者だけでなく、市民の皆様のご理解・ご協力が不可欠です。

引き続き、あらゆる関係者の皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたり、アンケート調査を通して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、本計画の策定に向け、3 回にわたりご審議をいただきました日置市障がい者計画等検討委員会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

日置市長 永山 由高

目 次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の根拠と位置づけ.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画の対象者.....	4
5 計画の策定体制.....	4
6 障がい者福祉をめぐる法改正等の国・県の主な政策動向.....	5
第2章 障がい者を取り巻く日置市の状況.....	7
1 障がい者等の現状.....	7
2 アンケート調査からみる本市の現状.....	15
第3章 前期計画の評価結果.....	47
1 障がい者計画の評価結果.....	47
2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の評価結果.....	49
第4章 今後に向けた基本的な考え方.....	53
1 基本理念.....	53
2 基本施策.....	53
3 計画の推進体制.....	54
第2部 第5期日置市障がい者計画.....	57
第1章 施策の体系.....	59
1 施策の体系.....	59
第2章 分野別施策.....	60
基本施策1 障がい理解の促進と権利擁護の推進.....	60
基本施策2 社会参加の促進.....	64
基本施策3 安全で安心して暮らすことができる環境の整備.....	70

第3部 第7期日置市障がい福祉計画・第3期日置市障がい児福祉計画	83
第1章 計画の基本的な考え方	85
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に定める事項	85
2 目指す方向性	85
3 成果指標の設定	86
第2章 障害福祉サービスの見込量等	94
1 障害福祉サービスの見込量と確保方策	94
2 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策	100
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策	102
4 その他の活動指標	112
第4部 資料編	119
第1章 日置市障がい者計画等検討委員会設置要綱	121
1 設置要綱	121
2 委員名簿	123
第2章 用語解説	124

本計画における「障害」の「害」の字の表記について

昭和24年、国立身体障害者更生指導所設置法・身体障害者福祉法において、「害」の字が採用され、法律については「障害」の表記を使うことが一般的になっています。

しかし「害」という字が害悪等、あまり良い印象を与える文字ではなく、社会的価値観の形成を助長するのではないかという声もあり、近年書き方には様々な意見が出されています。

上記の議論はまだ現時点で決着はついておらず、また、それぞれの立場からの意見があることもあり、まだまだ時間のかかる問題だと思えます。

しかし近年の法制度は「障害」そのものを中心とするのではなく、障害のある「人」の状況から支援の方法を検討していく方向に変わっています。

本計画においては、「害」の字の表記について、「障がい者（障がい児）」「障がいのある人（児童）」というように可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名、事業名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使用しています。

このため本計画書では「害」と「がい」が混在する表記となっています。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、各分野の施策の方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営に資するものとして策定した「第2次日置市総合計画」において、将来都市像として「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を掲げるとともに、保健・医療・福祉分野の基本目標として、「笑顔とやさしさ、ぬくもり満ちたまちづくり」を掲げ、障がい者福祉施策の充実に取り組んできました。

また、本市の障がい者福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を定めた「日置市障がい者計画」、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施のための方策等を定めた「日置市障がい福祉計画・日置市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の推進を図ってきました。

令和5年度末において、現行の「第4期日置市障がい者計画」「第6期日置市障がい福祉計画・第2期日置市障がい児福祉計画」のそれぞれの計画期間が終了を迎えることから、国や県の障がい者施策の動向、本市の障がい者の現状・課題等を踏まえた見直しを行い、新たに「日置市第5期障がい者計画・第7期日置市障がい福祉計画・第3期日置市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の根拠と位置づけ

「日置市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる「市町村障害者計画」に該当し、本市における障がい者施策に関する基本的な指針となるものであり、障がい者施策の総合的な計画として位置づけるものです。

「日置市障がい福祉計画」及び「日置市障がい児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」にそれぞれ該当するものです。

「障がい福祉計画」は、本市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項、「障がい児福祉計画」は、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する事項をそれぞれ定めたものであり、「障がい者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

策定にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に係る基本指針として令和5年5月に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」をはじめ、国や県が示す方向性を踏まえて策定しました。

また、本市の最上位計画である「日置市総合計画」を踏まえるとともに、本市の地域福祉分野の上位計画である「日置市地域福祉計画」、その他福祉分野に係る各種計画とも整合性を図りつつ策定したものです。

3 計画期間

「第5期日置市障がい者計画」の計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期日置市障がい福祉計画・第3期日置市障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画名	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障がい者計画	第5期日置市障がい者計画					
障がい福祉計画	第7期計画期間			第8期計画期間		
障がい児福祉計画	第3期計画期間			第4期計画期間		

4 計画の対象者

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号においては、「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。

すなわち、本計画が対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がい者、高次脳機能障がい者や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人等、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

なお、「障がい児」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある幼児・児童生徒のことを示しますが、区分していない場合、年齢は問わないものとします。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係団体や学識経験者、市民等の意見を広く求めるために設置している「日置市障がい者計画等検討委員会」において、内容の検討を行いました。

また、障害者手帳所持者や、療育を必要とする子どもの保護者に対するアンケート調査を実施し、実情や意向、ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料として活用するとともに、パブリックコメントの実施によって、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

6 障がい者福祉をめぐる法改正等の国・県の主な政策動向

(1) 改正「障害者差別解消法」公布（令和3年6月）

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。

(2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和3年9月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

(3) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和4年5月）

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することなどが定められました。

(4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）等の一部を改正する法律案」国会成立（令和4年12月）

障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等に関する事項の改正が行われました。

具体的には、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務として定められたほか、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」サービスの創設等が定められました。

(5)【国】「障害者基本計画（第5次）」策定（令和5年3月）

平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえて策定されたものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されたものです。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

(6)「鹿児島県障害者計画（第5次）」策定（令和5年3月）

障がい者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくりを目指すため、鹿児島県の障がい者施策の方向性を定めたものです。

「第5次計画」においては、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の「誰一人取り残さない」という理念を県民と共有しながら、障がいの有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指すことを新たに定めています。

第2章 障がい者を取り巻く日置市の状況

1 障がい者等の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

① 手帳種別所持者数

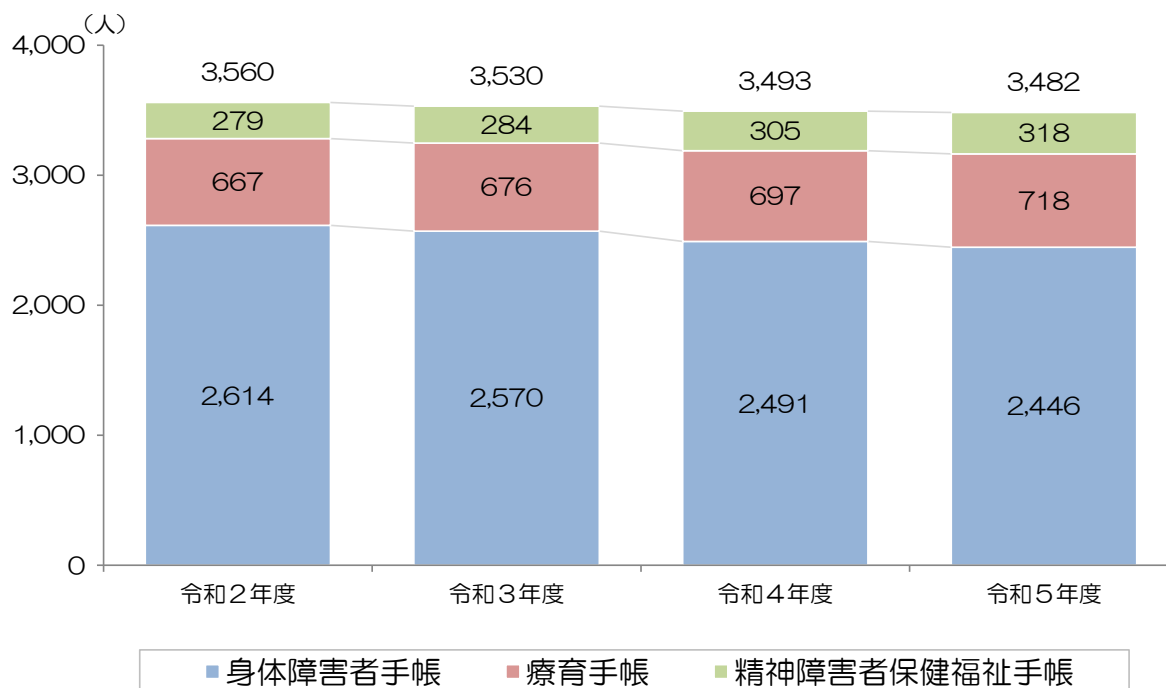
障害者手帳所持者数（延べ）は減少傾向で推移しており、令和5年4月時点で3,482人となっています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあるものの、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者手帳所持者総数	3,560	3,530	3,493	3,482
身体障害者手帳	2,614	2,570	2,491	2,446
療育手帳	667	676	697	718
精神障害者保健福祉手帳	279	284	305	318

※各年度4月1日現在



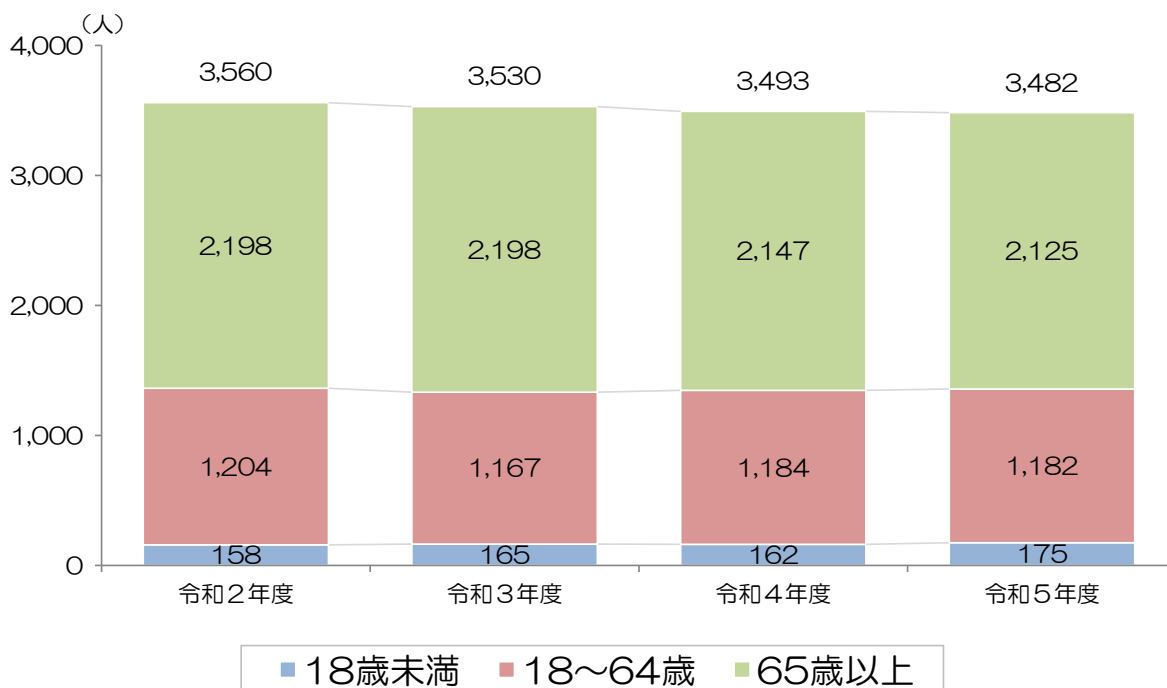
② 年代別所持者数

障害者手帳所持者数（延べ）を年代別で見ると、65歳以上が約6割を占めていますが、所持者数全体が減少傾向にあるのに対し、18歳未満が増加傾向で推移しています。

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者手帳所持者総数	3,560	3,530	3,493	3,482
18歳未満	158	165	162	175
18～64歳	1,204	1,167	1,184	1,182
65歳以上	2,198	2,198	2,147	2,125

※各年度4月1日現在



(2) 障害者手帳種別所持者数

① 身体障害者手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

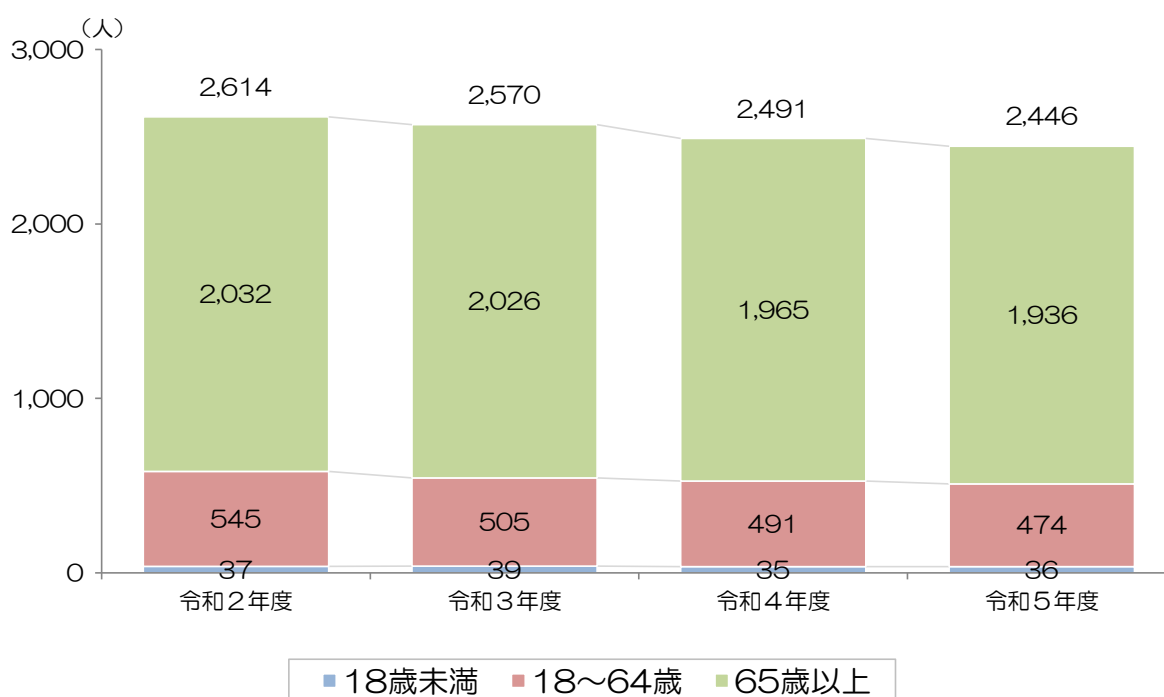
令和5年度の身体障害者手帳所持者数は、令和2年度と比較して、168人少ない2,446人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上が占める割合が8割近くに達しており、手帳所持者のおよそ5人に4人は65歳以上となっています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者数	2,614	2,570	2,491	2,446
18歳未満	37	39	35	36
全体に占める割合	1.4%	1.5%	1.4%	1.5%
18～64歳	545	505	491	474
全体に占める割合	20.8%	19.6%	19.7%	19.4%
65歳以上	2,032	2,026	1,965	1,936
全体に占める割合	77.7%	78.8%	78.9%	79.1%

※各年4月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、障がいの程度が最も重い1級が最も多く、次いで、4級、3級の順となっています。

令和5年度の所持者数を令和2年度と比較すると、1級～3級の減少率が高くなっています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者数	2,614	2,570	2,491	2,446
1級	734	720	673	661
2級	455	445	422	417
3級	513	499	482	459
4級	621	615	623	618
5級	119	120	121	120
6級	172	171	170	171

※各年度4月1日現在

ウ) 障がいの種類別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がい、聴覚平衡障がいの順となっています。

令和5年度の所持者数を令和2年度と比較すると、内部障がい以外について、所持者数が減少しています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者数	2,614	2,570	2,491	2,446
視覚障がい	182	175	177	173
聴覚平衡障がい	286	279	272	270
音声言語障がい	27	27	25	22
肢体不自由	1,400	1,359	1,287	1,262
内部障がい	719	730	730	719

※各年度4月1日現在

② 療育手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

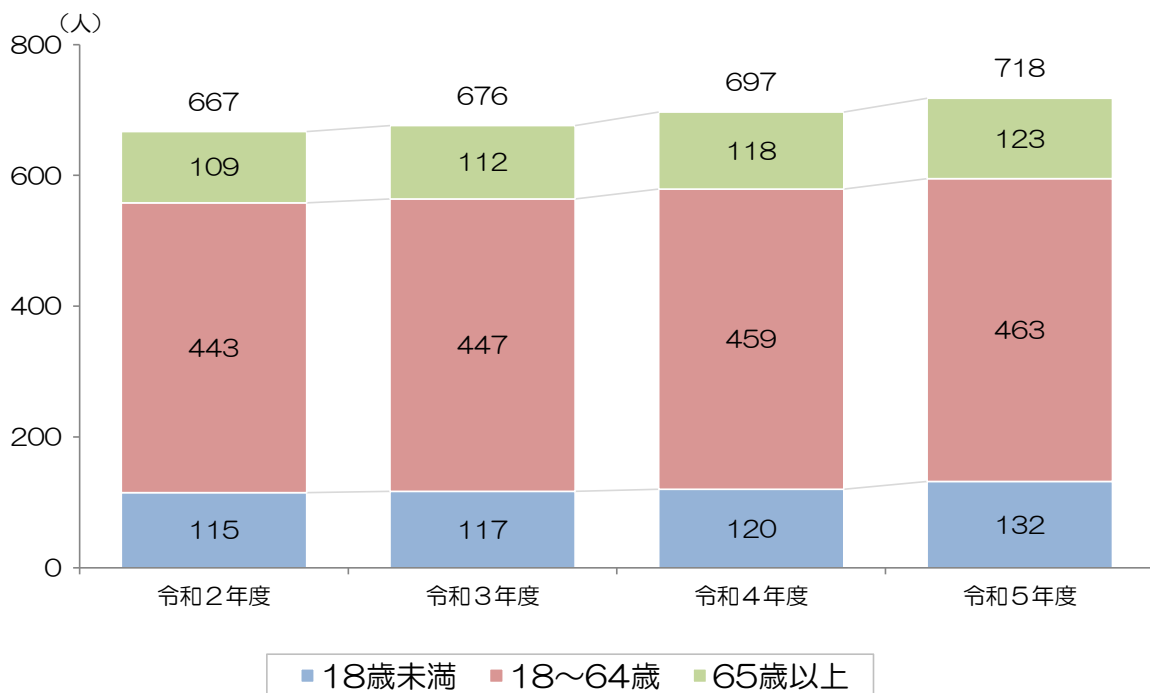
本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日時点で718人となっています。

年齢3区分別にみると、各年代において、増加傾向にあります。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療育手帳所持者数	667	676	697	718
18歳未満	115	117	120	132
全体に占める割合	17.2%	17.3%	17.2%	18.4%
18～64歳	443	447	459	463
全体に占める割合	66.4%	66.1%	65.9%	64.5%
65歳以上	109	112	118	123
全体に占める割合	16.3%	16.6%	16.9%	17.1%

※各年度4月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、障がいの程度が最も重いAが最も多く、次いで、B2、B1の順となっています。

令和5年度の所持者数を令和2年度と比較すると、B2の増加率が高くなっています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療育手帳所持者数	667	676	697	718
A	285	282	282	286
B1	208	212	214	212
B2	174	182	201	220

※各年度4月1日現在

③ 精神障害者保健福祉手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

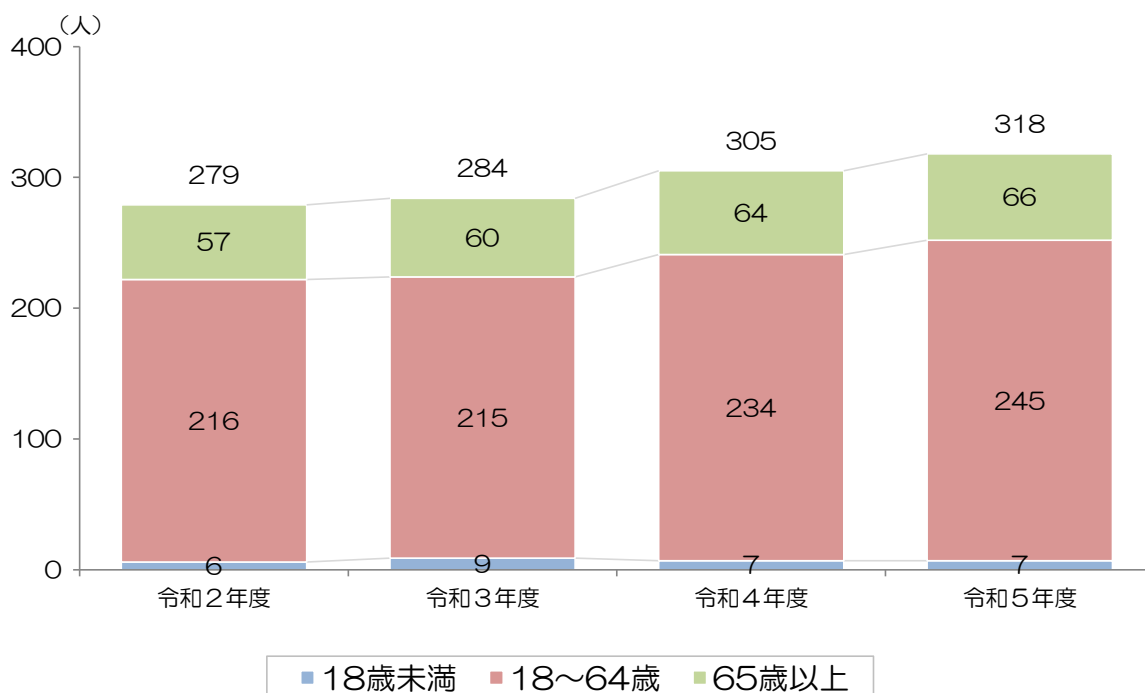
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日時点で318人となっています。

年齢3区分別にみると、18～64歳及び65歳以上において、増加傾向にあります。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	279	284	305	318
18歳未満	6	9	7	7
全体に占める割合	2.2%	3.2%	2.3%	2.2%
18～64歳	216	215	234	245
全体に占める割合	77.4%	75.7%	76.7%	77.0%
65歳以上	57	60	64	66
全体に占める割合	20.4%	21.1%	21.0%	20.8%

※各年度4月1日現在



イ) 等級別所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が最も多く、次いで、障がいの程度が最も軽い3級、1級の順となっています。

令和5年度時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度と比較して、全ての等級で増加しています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	279	284	305	318
1級	11	11	14	14
2級	197	205	215	231
3級	71	68	76	73

※各年度4月1日現在

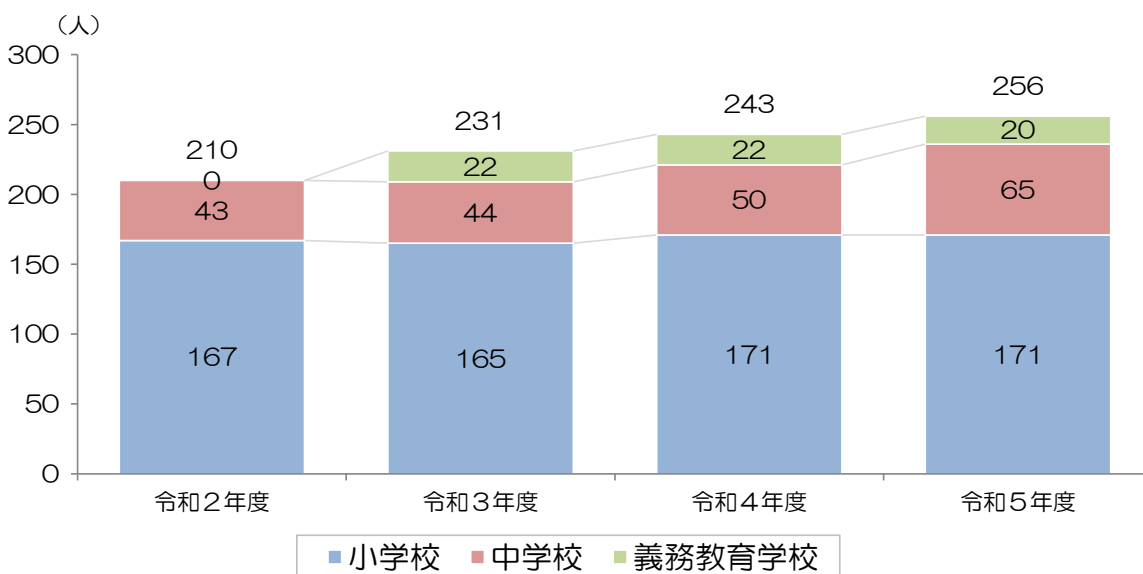
(3) 特別支援学級児童・生徒数の推移

特別支援学級児童・生徒数は増加傾向で推移しており、令和5年5月時点で256人となっています。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援学級児童・生徒数	210	231	243	256
小学校	167	165	171	171
中学校	43	44	50	65
義務教育学校	—	22	22	20

※各年度5月1日現在。義務教育学校（日吉学園）は令和3年4月開校



2 アンケート調査からみる本市の現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

障がい者（児）調査において、障害福祉サービス等の利用実態や福祉に関する意識・意向等を、障害福祉サービス等事業所調査において、事業運営の現状・課題、本市に求められている障害福祉サービス等をそれぞれ把握し、本市における障がい福祉の現状や課題、ニーズ等を抽出することで、「第5期日置市障がい者計画」「第7期日置市障がい福祉計画」「第3期日置市障がい児福祉計画」の策定に係る基礎資料とすることを目的としました。

② 調査時期

令和5年7月～8月

③ 調査対象

障がい者（児）調査については、日置市に在住する障害者手帳所持者、障害福祉サービス利用者及び障がい児通所支援サービス利用者等から、障がい者調査の対象として18歳以上の市民750人、障がい児調査の対象として18歳未満の市民250人をそれぞれ抽出し、障がい児調査については、保護者を対象として調査を実施しました。

障害福祉サービス等事業所調査については、障害福祉サービス等を提供する市内全事業所（配布数：54件）を対象として調査を実施しました。

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収及びWEBフォームへの回答

⑤ 回収状況

障がい者調査：377件（回収率：50.3%）

障がい児調査：144件（回収率：57.6%）

障害福祉サービス等事業所調査：27件（回収率：50.0%）

⑥ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合や、数値を足し合わせた際の数値が表記されている数値を足し合わせた数値と一致しない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(2) 障がい者（児）調査結果概要

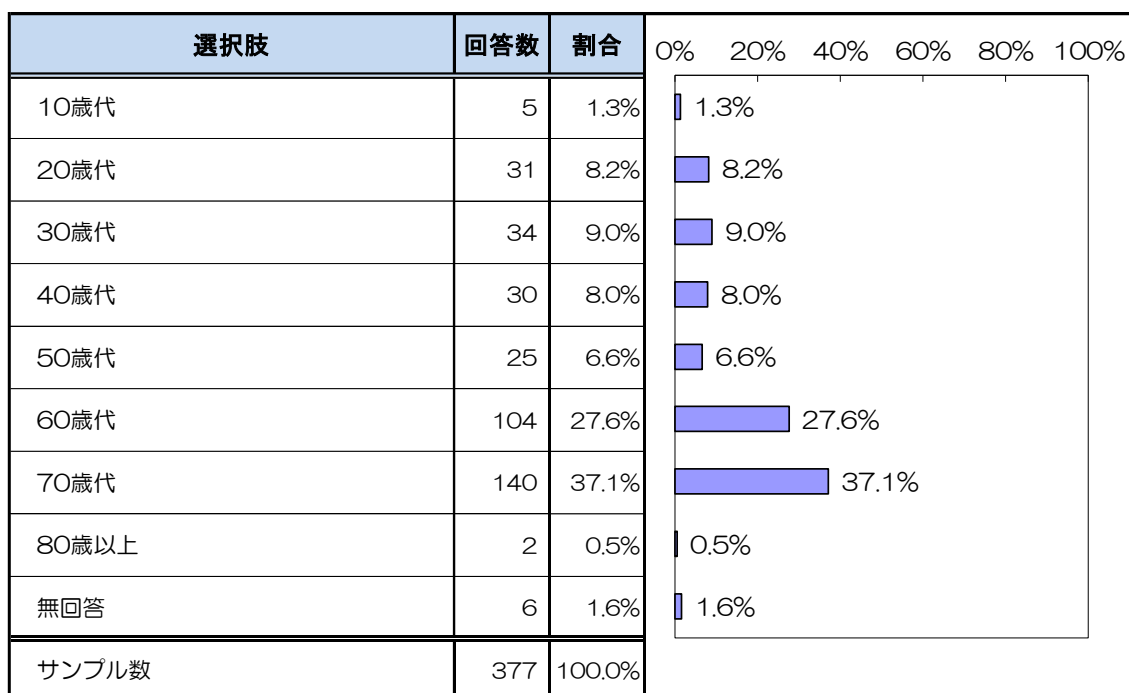
① 障がい者（児）の属性

ア) 年齢

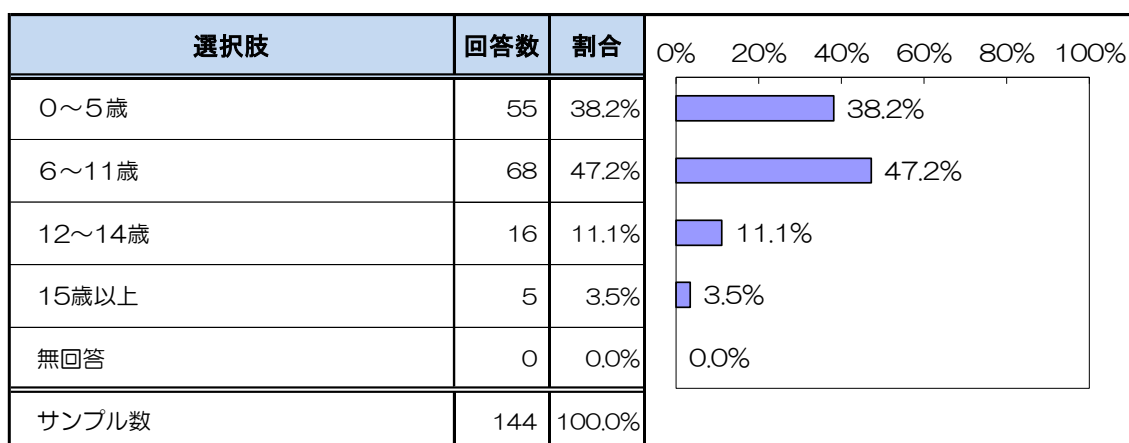
障がい者調査では、「70歳代」が37.1%と最も高く、次いで、「60歳代」の27.6%の順となっており、「60歳以上」が6割以上を占めています。

障がい児調査では、「6～11歳」が47.2%と最も高く、次いで、「0～5歳」の38.2%の順となっています。

・障がい者調査



・障がい児調査



イ) 障がい等の状況

障がい者調査では、「身体障害者手帳」が 68.7%と最も高く、次いで、「療育手帳」の 18.0%、「精神障害者保健福祉手帳」の 12.7%の順となっています。

障がい児調査では、「療育手帳」が 39.6%と最も高く、次いで、「上記のいずれにもあてはまらない」の 36.8%、「発達障害の診断を受けている」の 25.7%の順となっています。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
身体障害者手帳	259	68.7%	68.7%
療育手帳	68	18.0%	18.0%
精神障害者保健福祉手帳	48	12.7%	12.7%
難病の認定を受けている	26	6.9%	6.9%
発達障害の診断を受けている	21	5.6%	5.6%
重症心身障害の認定を受けている	17	4.5%	4.5%
高次脳機能障害の診断を受けている	12	3.2%	3.2%
自立支援医療を受給している	36	9.5%	9.5%
小児慢性特定疾患の認定を受けている	0	0.0%	0.0%
上記のいずれにもあてはまらない	6	1.6%	1.6%
無回答	10	2.7%	2.7%
サンプル数	377	—	

・障がい児調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
身体障害者手帳	13	9.0%	9.0%
療育手帳	57	39.6%	39.6%
精神障害者保健福祉手帳	2	1.4%	1.4%
難病の認定を受けている	3	2.1%	2.1%
発達障害の診断を受けている	37	25.7%	25.7%
重症心身障害の認定を受けている	3	2.1%	2.1%
高次脳機能障害の診断を受けている	0	0.0%	0.0%
自立支援医療を受給している	1	0.7%	0.7%
小児慢性特定疾患の認定を受けている	8	5.6%	5.6%
上記のいずれにもあてはまらない	53	36.8%	36.8%
無回答	2	1.4%	1.4%
サンプル数	144	—	

※複数回答可

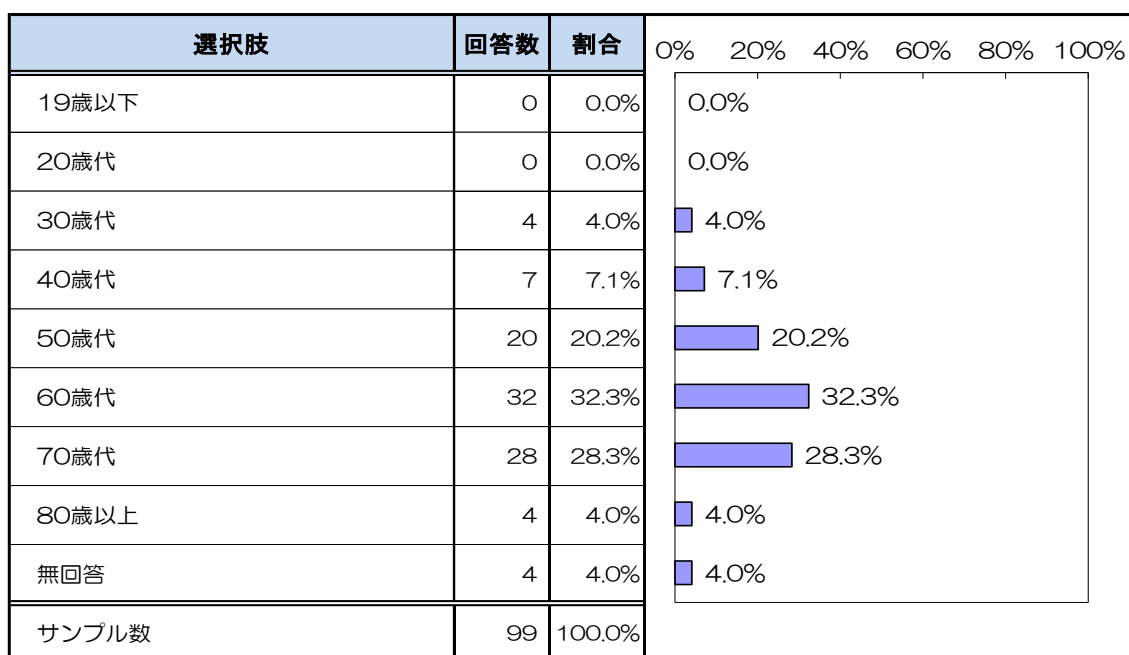
② 主な支援者の状況

ア) 主な支援者の年齢

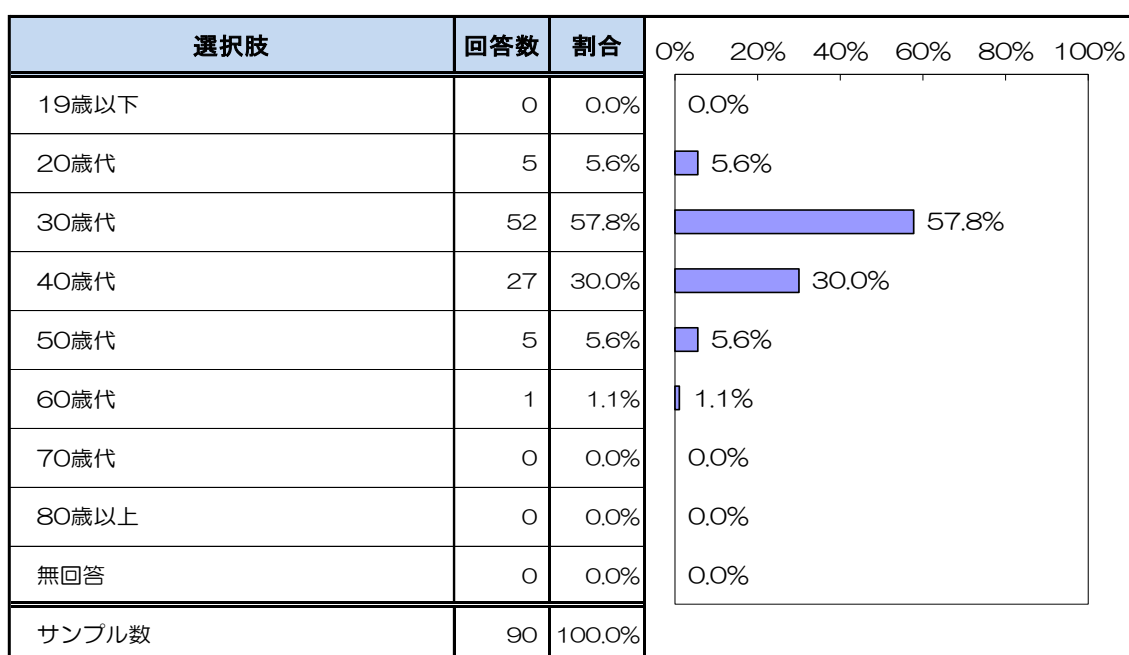
「日常生活において一人ではできないことがある障がい者（児）を中心となって支えている支援者」の年齢について、障がい者調査では、「60歳代」が32.3%と最も高く、次いで、「70歳代」の28.3%、「50歳代」の20.2%の順となっており、「60歳以上」が6割以上を占めています。

障がい児調査では、「30歳代」が57.8%と最も高く、次いで、「40歳代」の30.0%の順となっています。

・障がい者調査



・障がい児調査

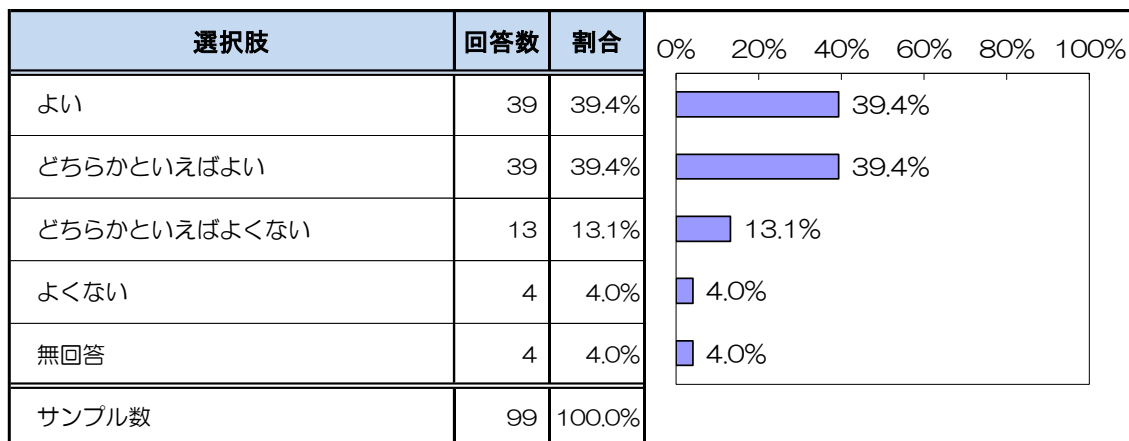


イ) 主な支援者の健康状態

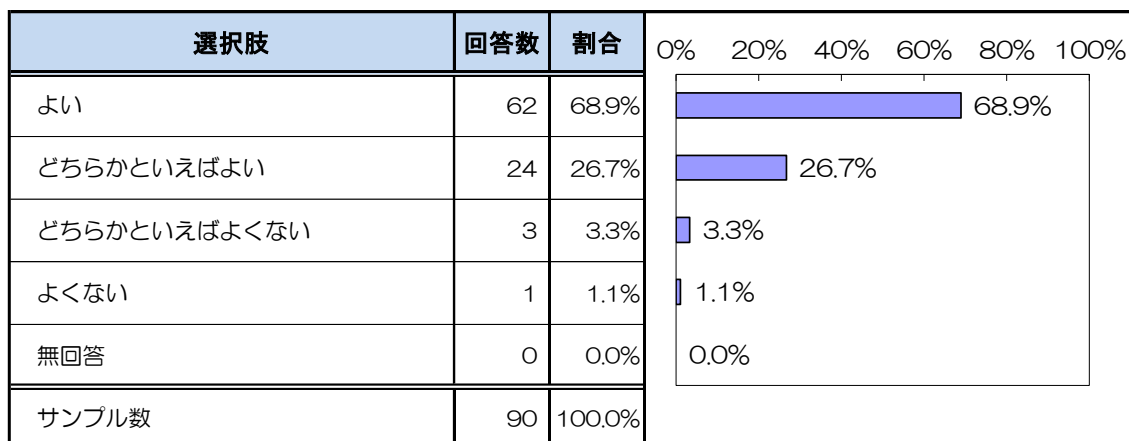
「どちらかといえばよくない」もしくは「よくない」と回答した割合は、障がい者調査：17.2%、障がい児調査：4.4%となっています。

前回調査では、障がい者調査：22.6%、障がい児調査：0.0%となっており、障がい者調査では改善したものの、障がい児調査では悪化しています。

・障がい者調査



・障がい児調査



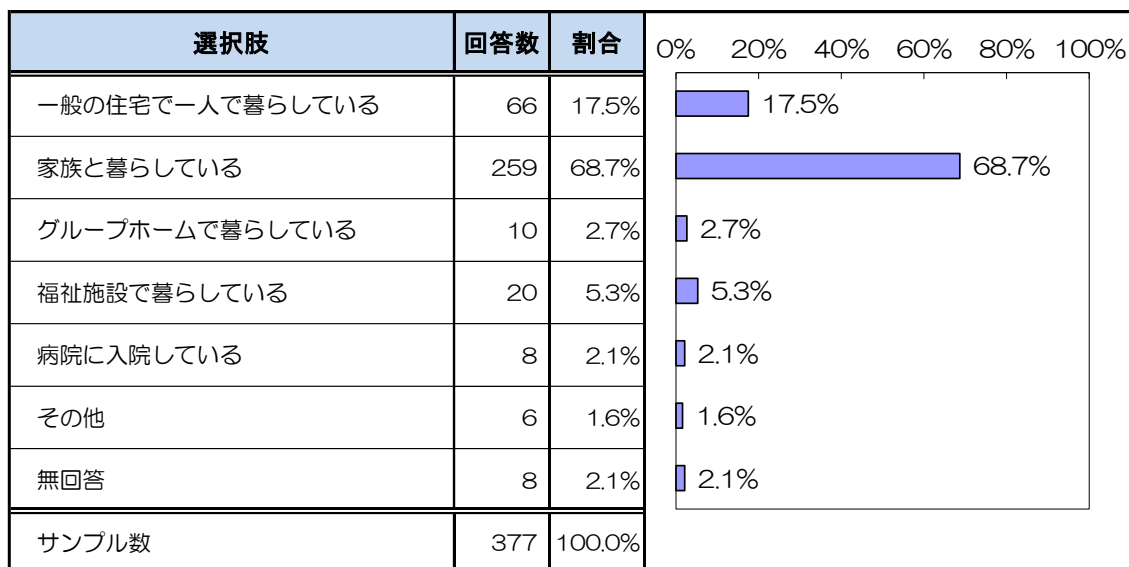
③ 暮らしの現状と希望等

ア) 現在の暮らしと希望

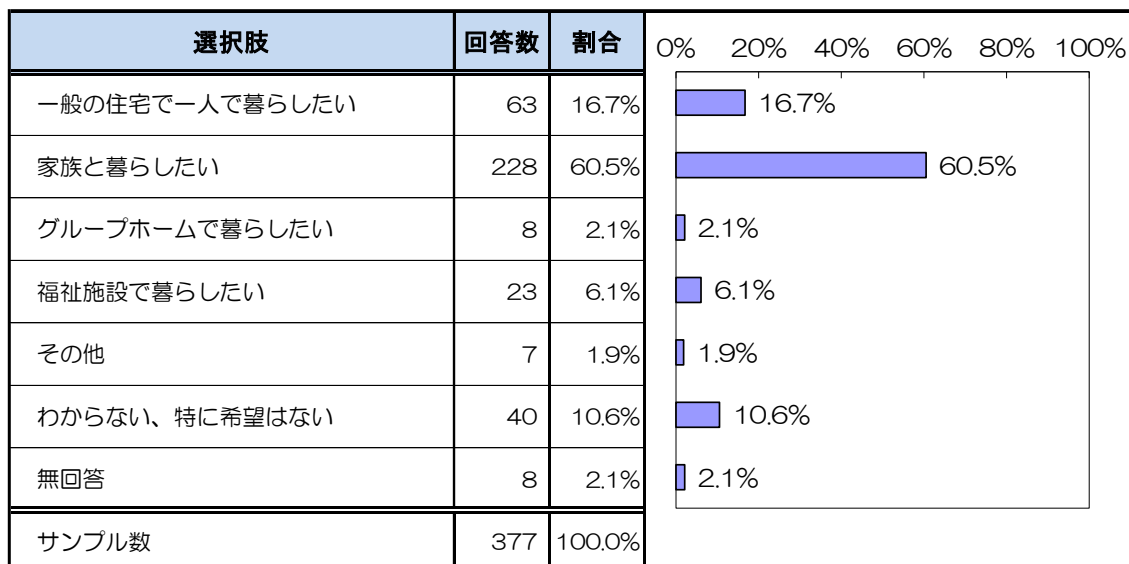
現在の暮らしについて、「家族と暮らしている」が68.7%と最も高く、次いで、「一般の住宅で一人で暮らしている」の17.5%、「福祉施設で暮らしている」の5.3%の順となっています。

3年後に希望する暮らしと比較しても大きな変化はなく、おおむね希望する暮らしが送れていると考えられます。

・現在の暮らし【障がい者調査】



・3年後に希望する暮らし【障がい者調査】



イ) 障がい者が地域で生活するために必要な支援

障がい者調査では、「経済的な負担の軽減」が50.7%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の40.8%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」の30.8%の順となっています。

障がい児調査では、「経済的な負担の軽減」が70.1%と最も高く、次いで、「相談対応等の充実」の55.6%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の43.1%の順となっており、両調査において、「経済的な負担の軽減」の割合が最も高くなっています。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	116	30.8%	30.8%
障がい者に適した住居の確保	106	28.1%	28.1%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	154	40.8%	40.8%
生活訓練等の充実	43	11.4%	11.4%
経済的な負担の軽減	191	50.7%	50.7%
相談対応等の充実	96	25.5%	25.5%
地域住民等の理解	68	18.0%	18.0%
コミュニケーションについての支援	50	13.3%	13.3%
その他	16	4.2%	4.2%
特にない	62	16.4%	16.4%
無回答	9	2.4%	2.4%
サンプル数	377	—	

・障がい児調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	49	34.0%	34.0%
障がい者に適した住居の確保	50	34.7%	34.7%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	62	43.1%	43.1%
生活訓練等の充実	60	41.7%	41.7%
経済的な負担の軽減	101	70.1%	70.1%
相談対応等の充実	80	55.6%	55.6%
地域住民等の理解	54	37.5%	37.5%
コミュニケーションについての支援	60	41.7%	41.7%
その他	8	5.6%	5.6%
特にない	6	4.2%	4.2%
無回答	1	0.7%	0.7%
サンプル数	144	—	

※複数回答可

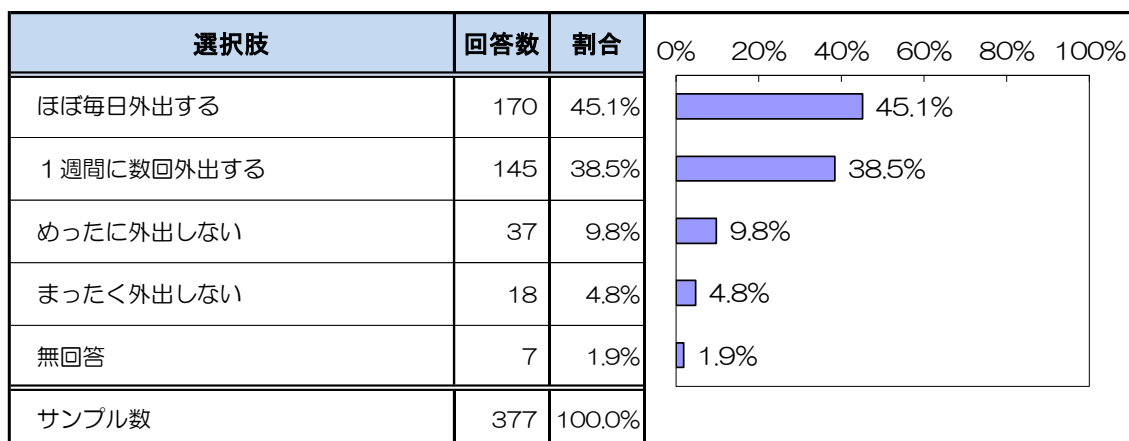
④ 外出の状況

ア) 外出の頻度

「ほぼ毎日外出する」もしくは「1週間に数回外出」と回答した割合は、83.6%となっています。

一方、「めったに外出しない」もしくは「まったく外出しない」と回答した割合も、14.6%と1割を超えていますが、前回調査の24.3%と比べて改善しています。

・障がい者調査



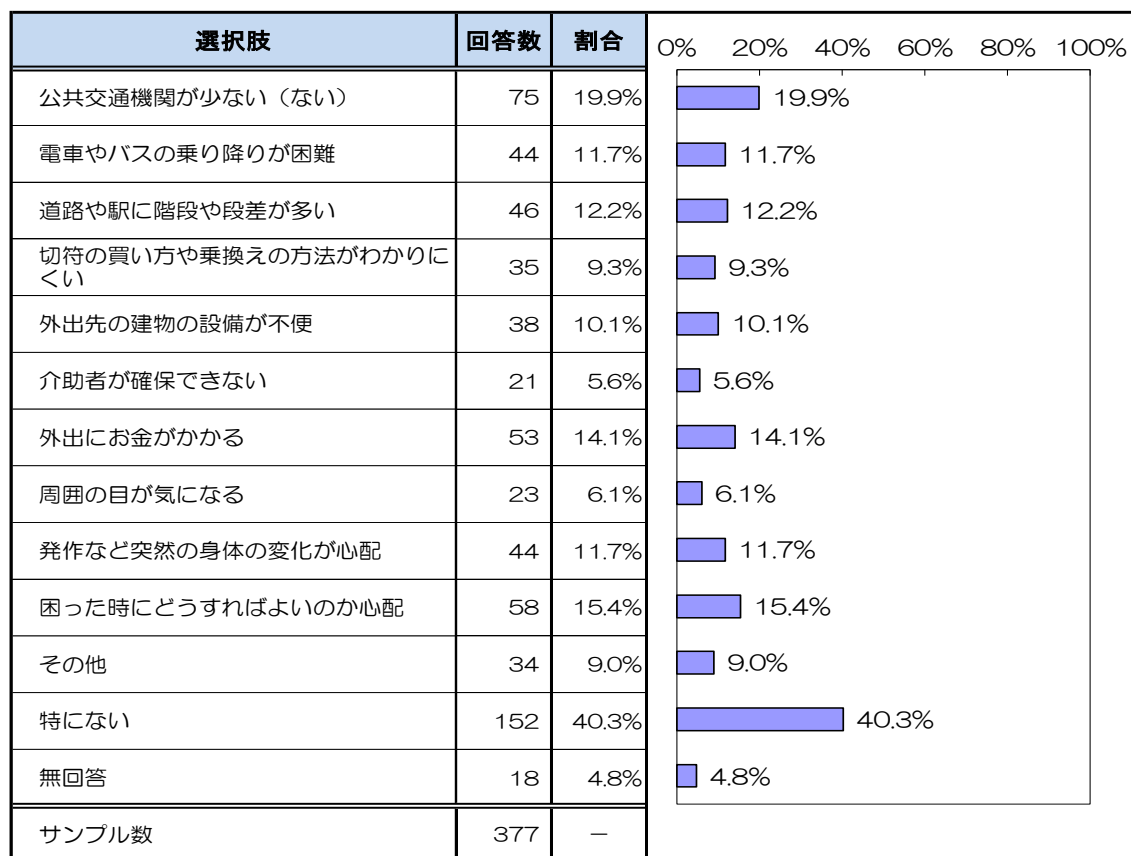
イ) 外出する際の困りごとや外出しない理由となっていること

「特になし」と回答した割合が、障がい者調査：40.3%、障がい児調査：43.8%にとどまっており、何らかの困りごと等を抱えている障がい者が半数を超えています。

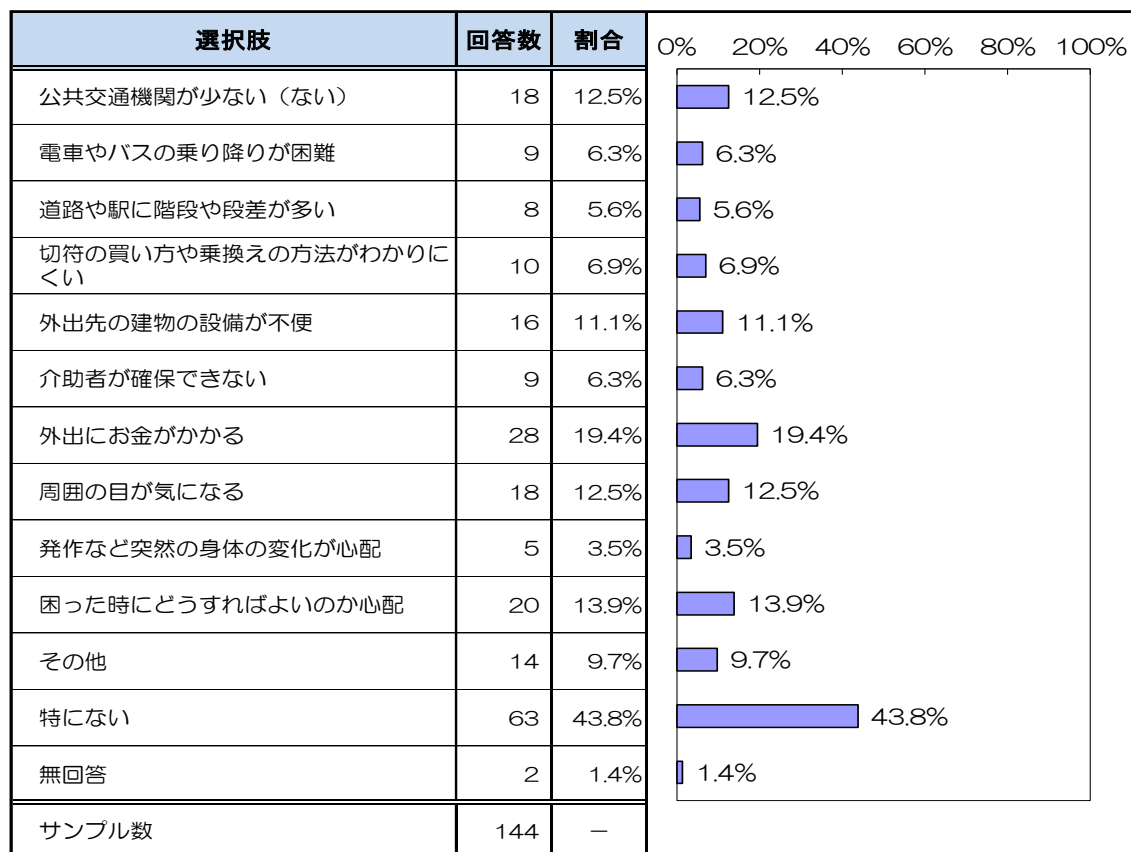
具体的には、障がい者調査では、「公共交通機関が少ない(ない)」が19.9%と最も高く、次いで、「困った時にどうすればよいのか心配」の15.4%、「外出にお金がかかる」の14.1%の順となっています。

障がい児調査では、「外出にお金がかかる」が19.4%と最も高く、次いで、「困った時にどうすればよいのか心配」の13.9%、「公共交通機関が少ない(ない)」「周囲の目が気になる」の12.5%の順となっています。

・障がい者調査



・障がい児調査



※複数回答可

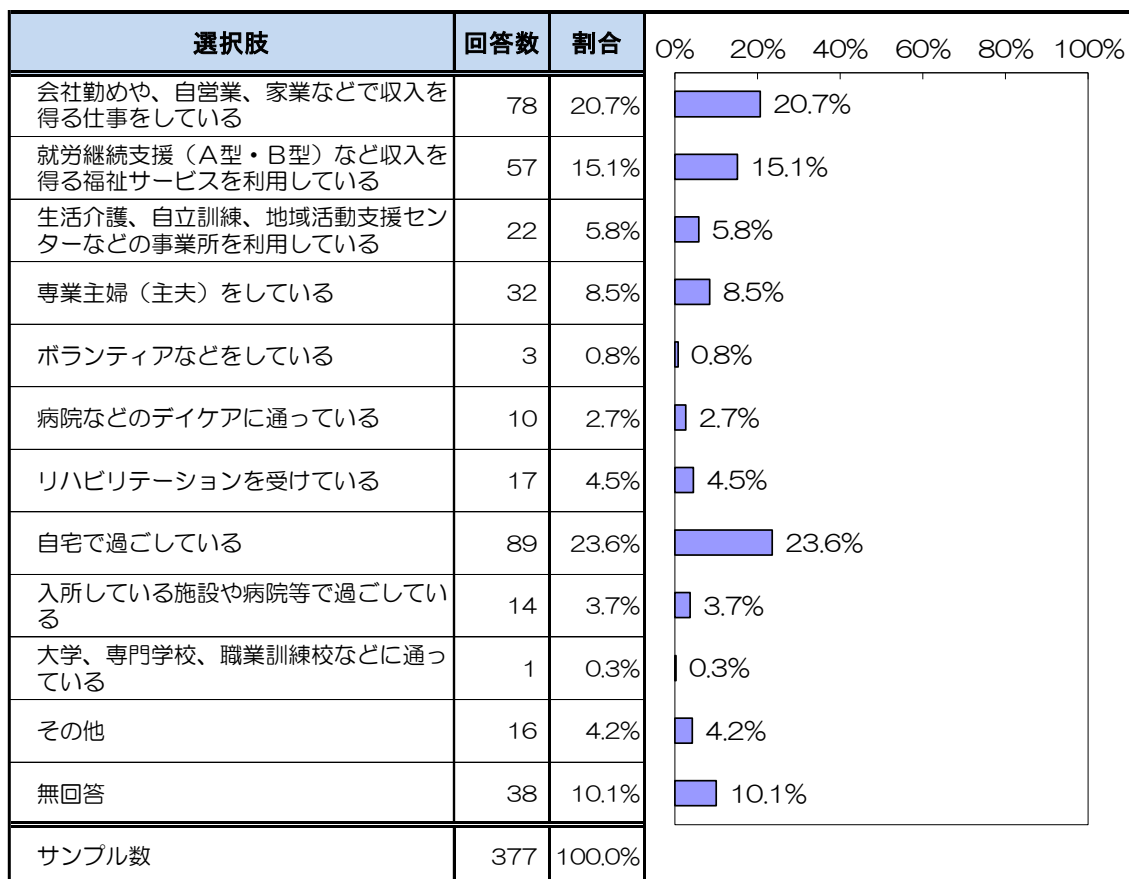
⑤ 就労状況と希望等

ア) 就労状況と希望

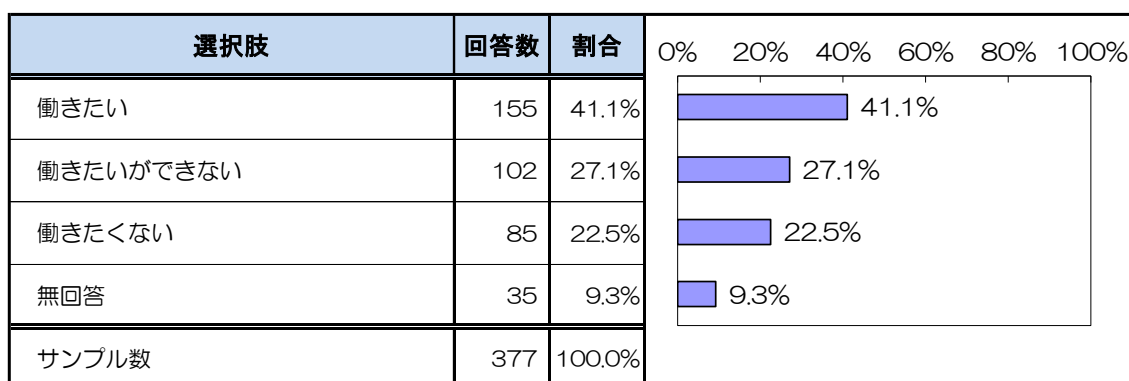
「収入を得る仕事をしている」もしくは「収入を得る福祉サービスを利用している」と回答した割合は35.8%となっています。

一方、「今後働きたい」と回答した割合は41.1%となっており、「就労している」と回答した割合を上回っていることから、障がい者の就労希望を実現できる環境づくりが求められていると考えられます。

・平日日中の主な過ごし方【障がい者調査】



・就労希望【障がい者調査】



イ) 障がい者の一般就労のために必要な支援

障がい者調査では、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が41.6%と最も高く、次いで、「企業等の障がいへの理解」の35.8%、「通勤手段の確保」の32.9%の順となっています。

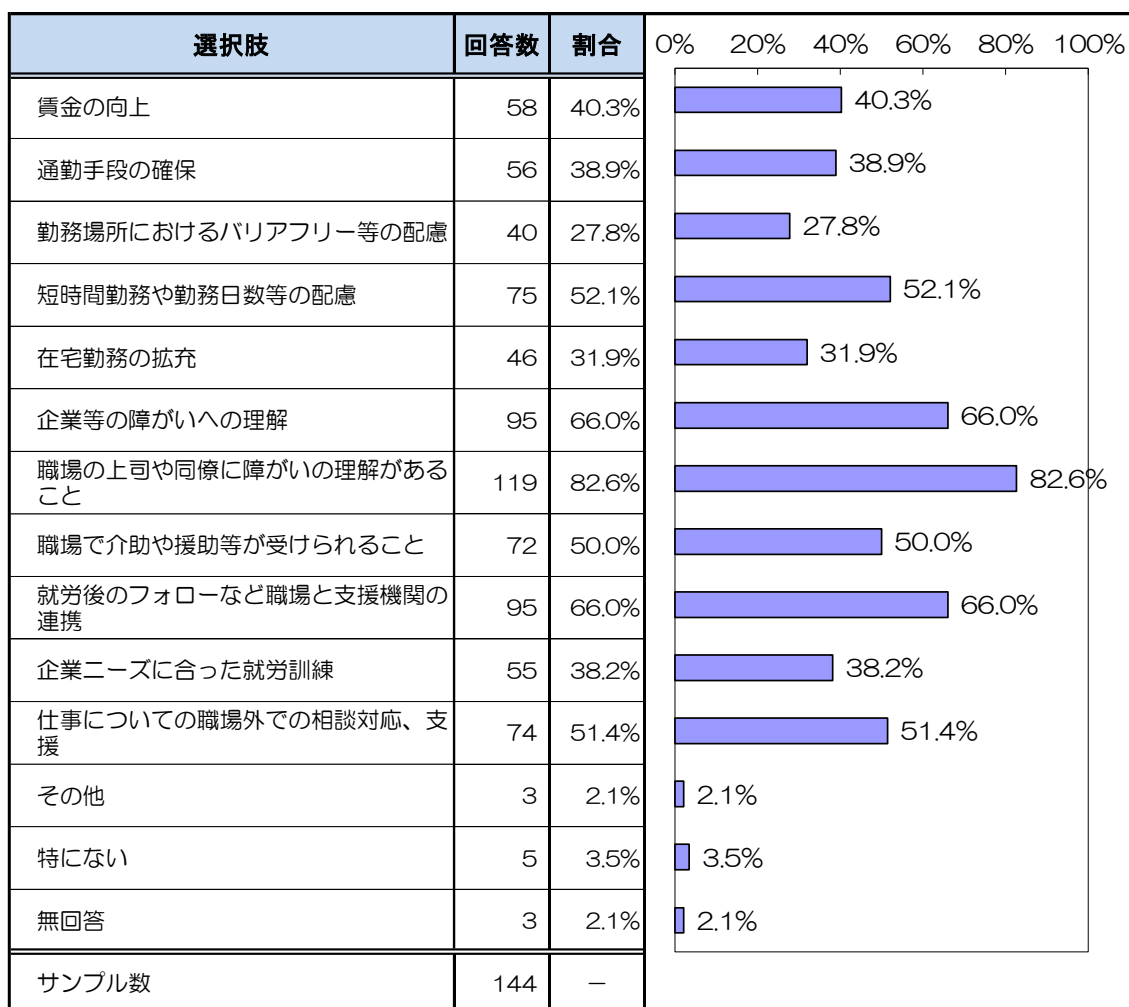
障がい児調査では、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が82.6%と最も高く、次いで、「企業等の障がいへの理解」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の66.0%の順となっており、両調査において、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が最も高くなっています。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
賃金の向上	111	29.4%	29.4%
通勤手段の確保	124	32.9%	32.9%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	72	19.1%	19.1%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	118	31.3%	31.3%
在宅勤務の拡充	58	15.4%	15.4%
企業等の障がいへの理解	135	35.8%	35.8%
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	157	41.6%	41.6%
職場で介助や援助等が受けられること	74	19.6%	19.6%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	67	17.8%	17.8%
企業ニーズに合った就労訓練	41	10.9%	10.9%
仕事についての職場外での相談対応、支援	58	15.4%	15.4%
その他	13	3.4%	3.4%
特にない	83	22.0%	22.0%
無回答	34	9.0%	9.0%
サンプル数	377	—	

※複数回答可

・障がい児調査



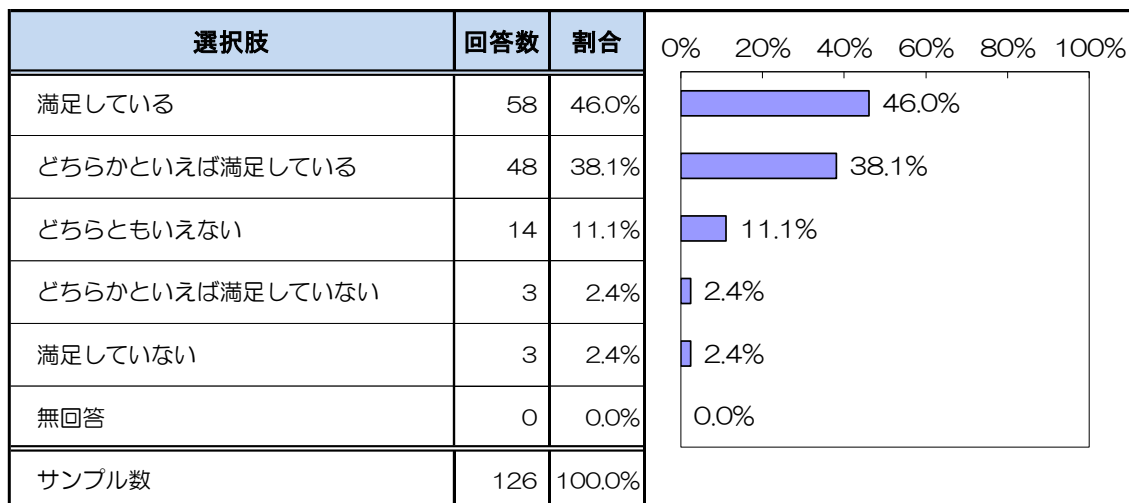
※複数回答可

⑥ 障害福祉サービス等の満足度や困りごと等

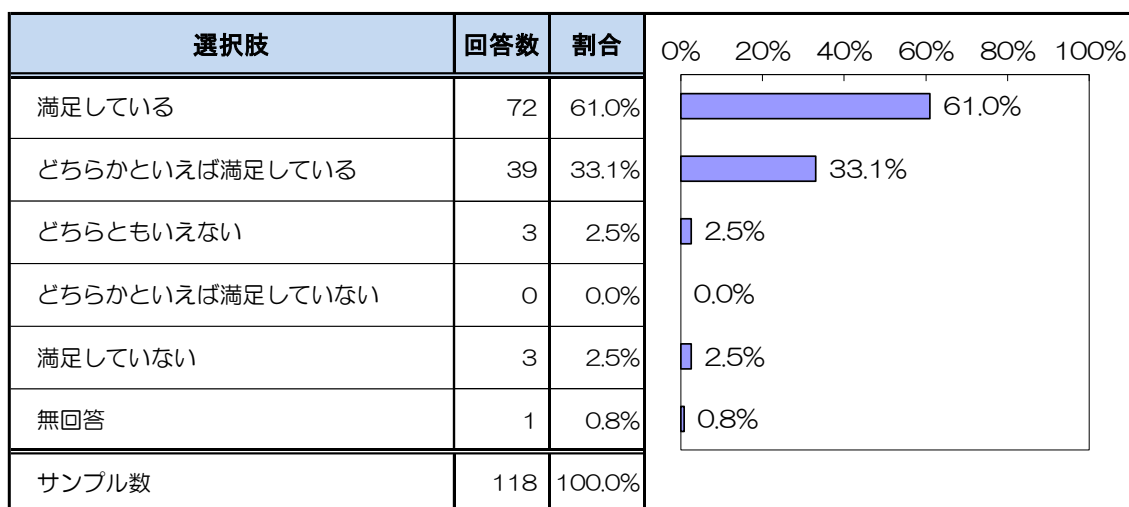
ア) 障害福祉サービス等の利用満足度

「満足している」もしくは「どちらかといえば満足している」と回答した割合は、障がい者調査：84.1%、障がい児調査：94.1%となっています。

・障がい者調査



・障がい児調査



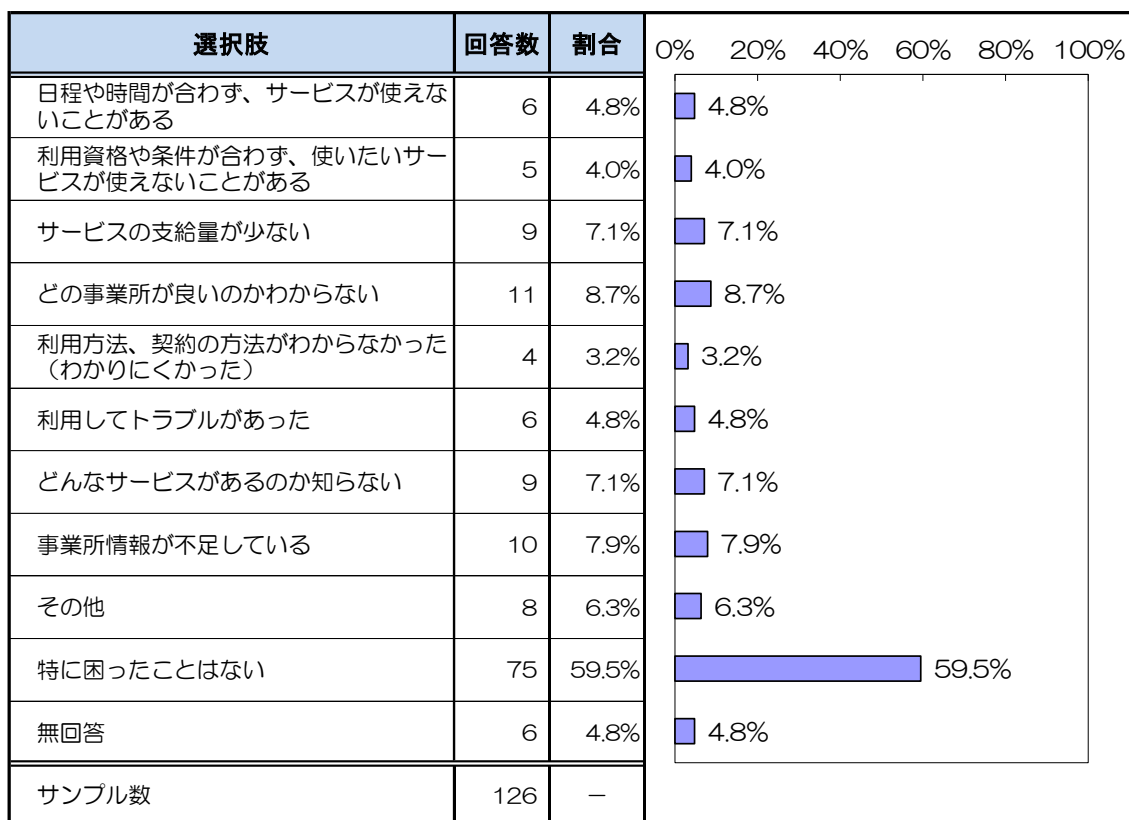
イ) 障害福祉サービス等の利用に関して困っていること

「特に困ったことはない」と回答した割合について、障がい者調査：59.5%、障がい児調査：39.8%となっており、「障害福祉サービス等に何らかの不满を抱えている」障がい児保護者の割合が6割近くに達しています。

具体的には、障がい者調査では、「どの事業所が良いのかわからない」が8.7%と最も高く、次いで、「事業所情報が不足している」の7.9%、「サービスの支給量が少ない」「どんなサービスがあるのか知らない」の7.1%の順となっています。

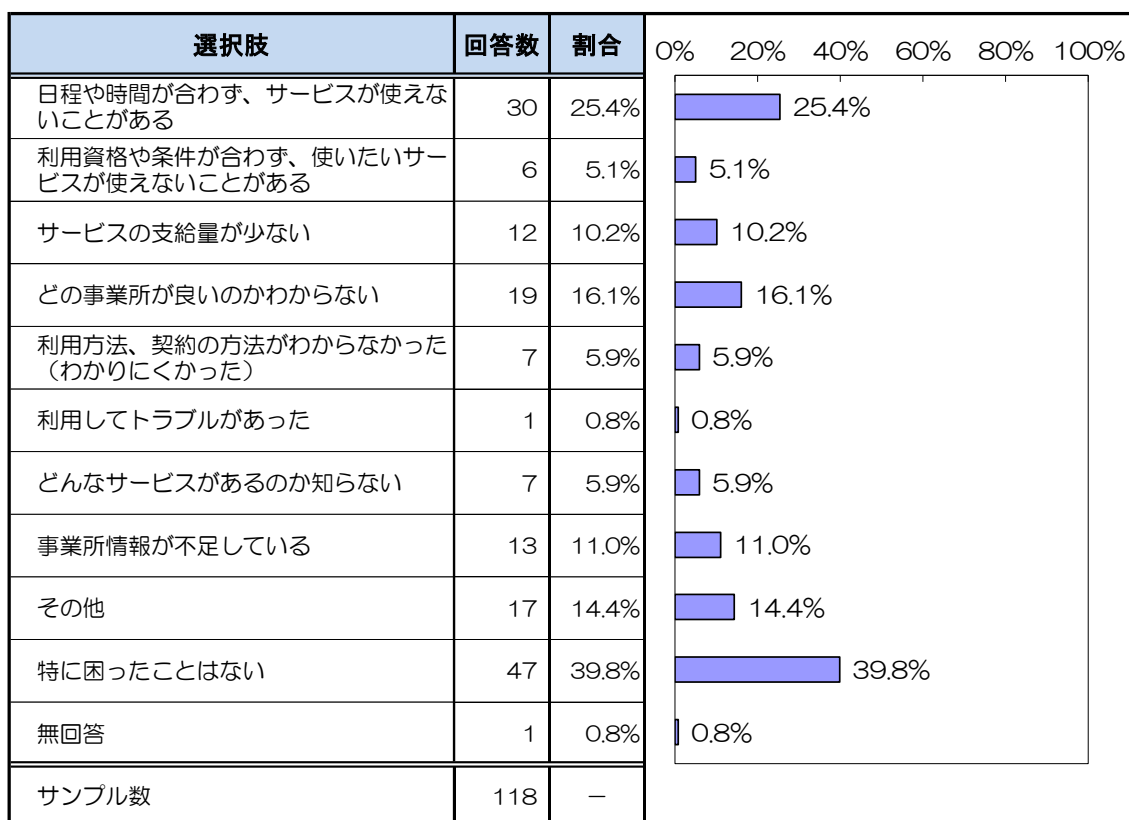
障がい児調査では、「日程や時間が合わず、サービスが使えないことがある」が25.4%と最も高く、次いで、「どの事業所が良いのかわからない」の16.1%、「その他」の14.4%の順となっており、両調査に共通することとして、事業所やサービスに関する情報不足を指摘する意見が上位に挙げられています。

・障がい者調査



※複数回答可

・障がい児調査

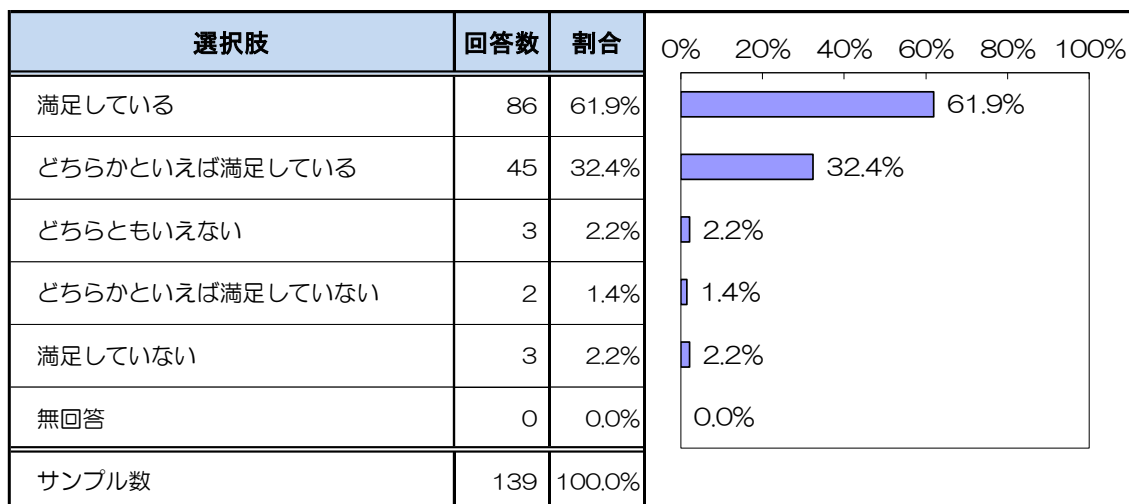


※複数回答可

ウ) 児童通所支援サービスの満足度

児童通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の満足度について、「満足している」もしくは「どちらかといえば満足している」と回答した割合は、94.2%となっています。

・障がい児調査

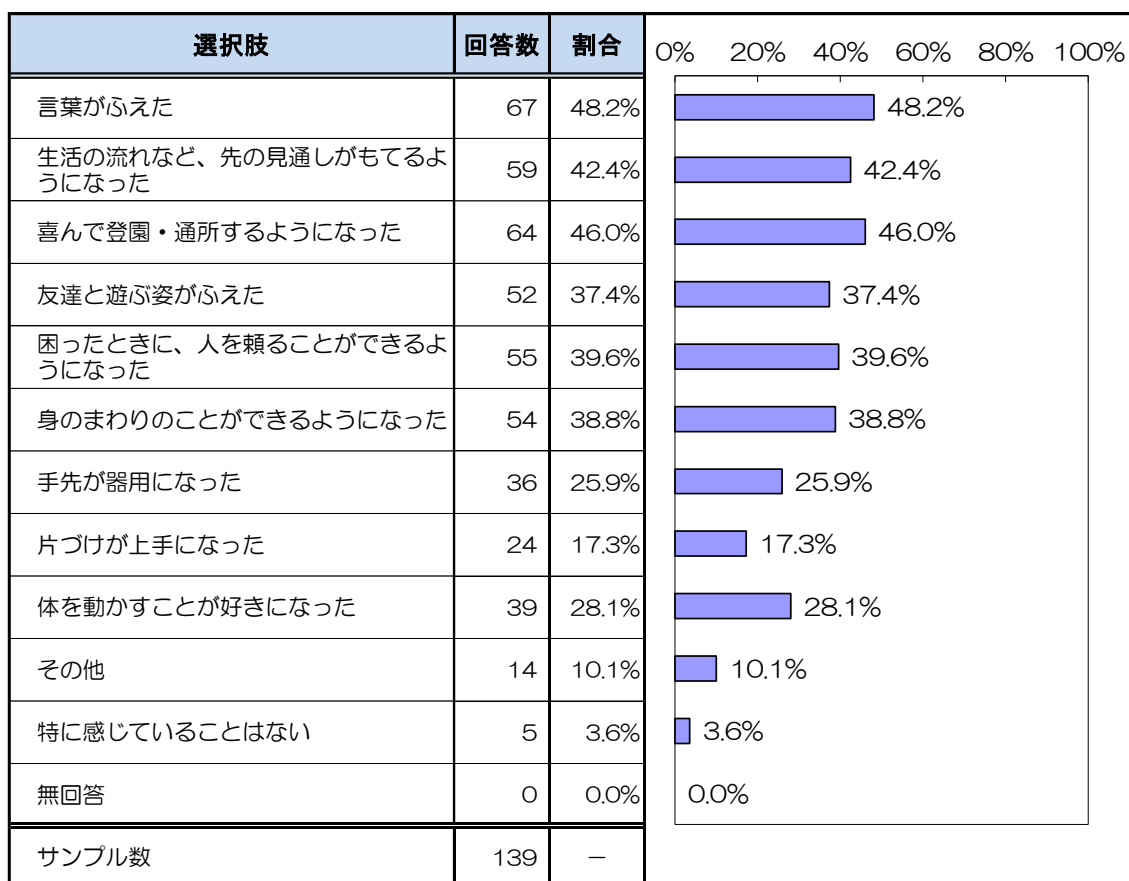


工) 児童通所支援サービスの利用が障がい児に与える好影響

「特に感じていることはない」と回答した割合は3.6%にとどまっており、大多数の利用者に好影響を与えているといえます。

具体的には、「言葉がふえた」が48.2%と最も高く、次いで、「喜んで登園・通所するようになった」の46.0%、「生活の流れなど、先の見通しがもてるようになった」の42.4%の順となっています。

・障がい児調査



※複数回答可

⑦ 相談支援や情報の入手について

ア) 悩みや困りごとを相談する相手

障がい者調査では、「家族や親せき」が 73.7%と最も高く、次いで、「友人・知人」の 30.2%、「かかりつけの医師や看護師」の 25.5%の順となっています。

障がい児調査では、「家族や親せき」が 86.1%と最も高く、次いで、「友人・知人」の 60.4%、「通所施設や学校の人」の 45.1%の順となっています。

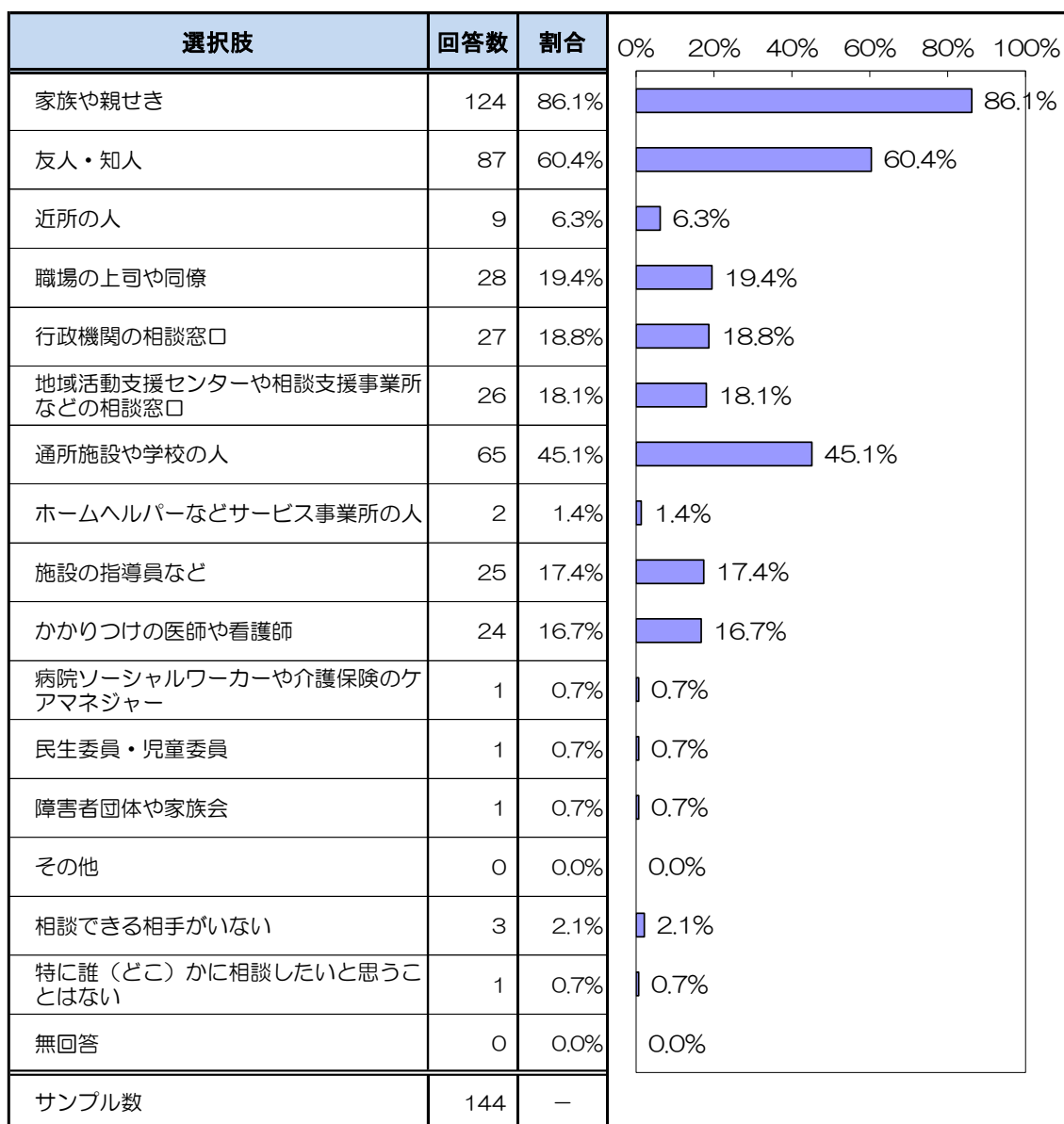
大多数の障がい者等において、「相談相手がいる」といえる状況にありますが、「相談できる相手はいない」と回答した割合も、障がい者調査：3.7%、障がい児調査：2.1%となっています。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
家族や親せき	278	73.7%	73.7%
友人・知人	114	30.2%	30.2%
近所の人	17	4.5%	4.5%
職場の上司や同僚	31	8.2%	8.2%
行政機関の相談窓口	43	11.4%	11.4%
地域活動支援センターや相談支援事業所などの相談窓口	24	6.4%	6.4%
通所施設や学校の人	20	5.3%	5.3%
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	19	5.0%	5.0%
施設の指導員など	36	9.5%	9.5%
かかりつけの医師や看護師	96	25.5%	25.5%
病院ソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー	24	6.4%	6.4%
民生委員・児童委員	10	2.7%	2.7%
障がい者団体や家族会	5	1.3%	1.3%
その他	8	2.1%	2.1%
相談できる相手がいらない	14	3.7%	3.7%
特に誰（どこ）かに相談したいと思うことはない	24	6.4%	6.4%
無回答	7	1.9%	1.9%
サンプル数	377	—	

※複数回答可

・障がい児調査



※複数回答可

イ) 障がいに関する相談窓口や福祉サービス等の情報の入手状況

「十分に得られている」もしくは「どちらかといえば得られている」と回答した割合は、障がい者調査：49.1%、障がい児調査：63.2%となっています。

「どちらかといえば得られていない」もしくは「まったく得られていない」と回答した割合も、障がい者調査：44.8%、障がい児調査：36.1%に達していることから、情報の周知を強化していく必要があると考えられます。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
十分に得られている	38	10.1%	10.1%
どちらかといえば得られている	147	39.0%	39.0%
どちらかといえば得られてない	128	34.0%	34.0%
まったく得られていない	41	10.9%	10.9%
無回答	23	6.1%	6.1%
サンプル数	377	100.0%	

・障がい児調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
十分に得られている	19	13.2%	13.2%
どちらかといえば得られている	72	50.0%	50.0%
どちらかといえば得られてない	41	28.5%	28.5%
まったく得られていない	11	7.6%	7.6%
無回答	1	0.7%	0.7%
サンプル数	144	100.0%	

⑧ 障がいによる差別や嫌な思いをした経験に係る状況

ア) 障がいによる差別や嫌な思いをした経験の有無

「差別や嫌な思いをしたことがある」と回答した割合は、障がい者調査：37.9%、障がい児調査：48.6%となっており、「よくある」もしくは「たまにある」と回答した割合は、障がい者調査：23.1%、障がい児調査：30.6%となっています。

前回の障がい者調査における「よくある」もしくは「たまにある」と回答した割合は、14.3%となっており、前回調査と比べて悪化しています。

障がい者調査の結果を年代別で見ると、若い世代ほど、「よくある」もしくは「たまにある」と回答した割合が高くなっています。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%								
よくある	21	5.6%									
たまにある	66	17.5%									
現在はないが、以前はあった	56	14.9%									
ない	205	54.4%									
無回答	29	7.7%									
サンプル数	377	100.0%									

	単純集計	年齢				障害者手帳		
	全体	39歳以下	40~64歳	65歳以上	無回答	身体	療育	精神
サンプル数	377	70	88	213	6	259	68	48
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
よくある	21	6	8	6	1	8	3	8
	5.6%	8.6%	9.1%	2.8%	16.7%	3.1%	4.4%	16.7%
たまにある	66	22	17	26	1	42	19	9
	17.5%	31.4%	19.3%	12.2%	16.7%	16.2%	27.9%	18.8%
現在はないが、以前はあった	56	17	15	24	0	36	15	10
	14.9%	24.3%	17.0%	11.3%	0.0%	13.9%	22.1%	20.8%
ない	205	23	42	136	4	152	27	17
	54.4%	32.9%	47.7%	63.8%	66.7%	58.7%	39.7%	35.4%
無回答	29	2	6	21	0	21	4	4
	7.7%	2.9%	6.8%	9.9%	0.0%	8.1%	5.9%	8.3%

・障がい児調査

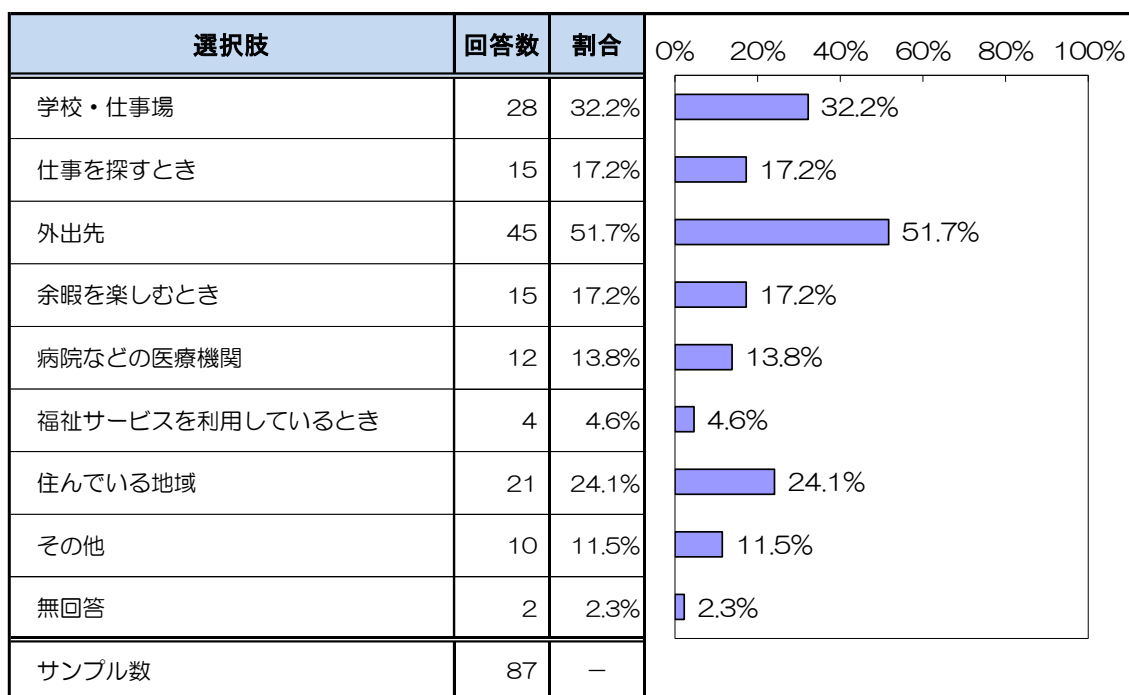
選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%					
よくある	8	5.6%						
たまにある	36	25.0%						
現在はないが、以前はあった	26	18.1%						
ない	70	48.6%						
無回答	4	2.8%						
サンプル数	144	100.0%						

イ) 差別や嫌な思いを経験した場所

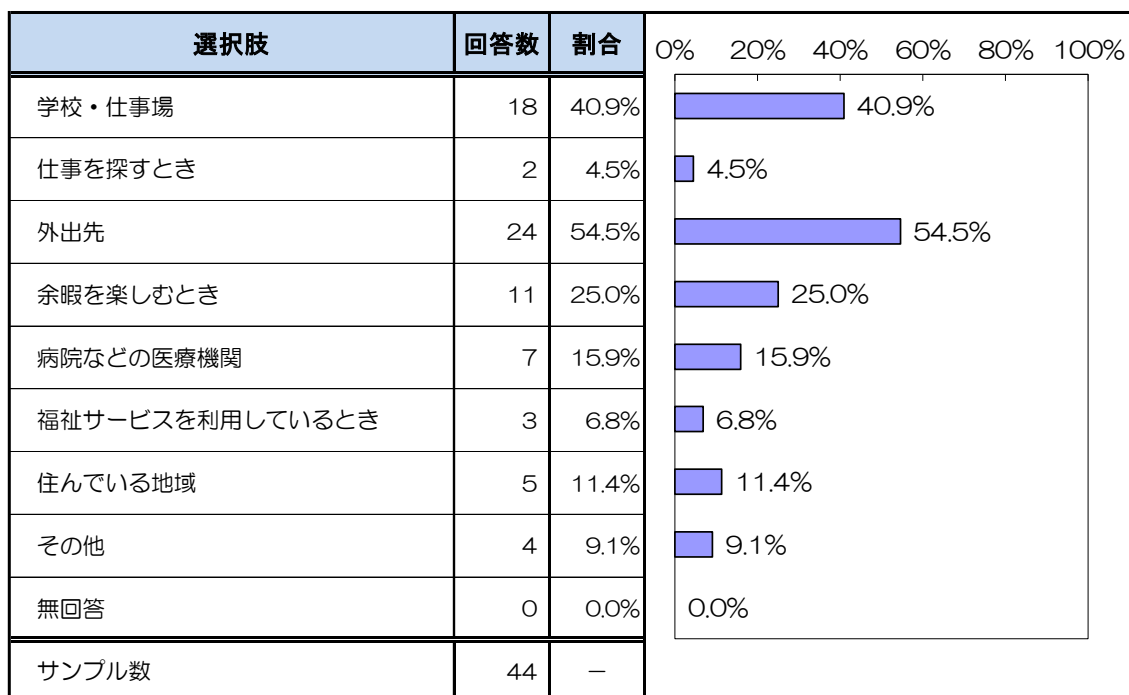
障がい者調査では、「外出先」が51.7%と最も高く、次いで、「学校・仕事場」の32.2%、「住んでいる地域」の24.1%の順となっています。

障がい児調査では、「外出先」が54.5%と最も高く、次いで、「学校・仕事場」の40.9%、「余暇を楽しむとき」の25.0%の順となっており、両調査において、「外出先」及び「学校・仕事場」が上位に挙げられています。

・障がい者調査



・障がい児調査



※複数回答可

⑨ 災害時の対応について

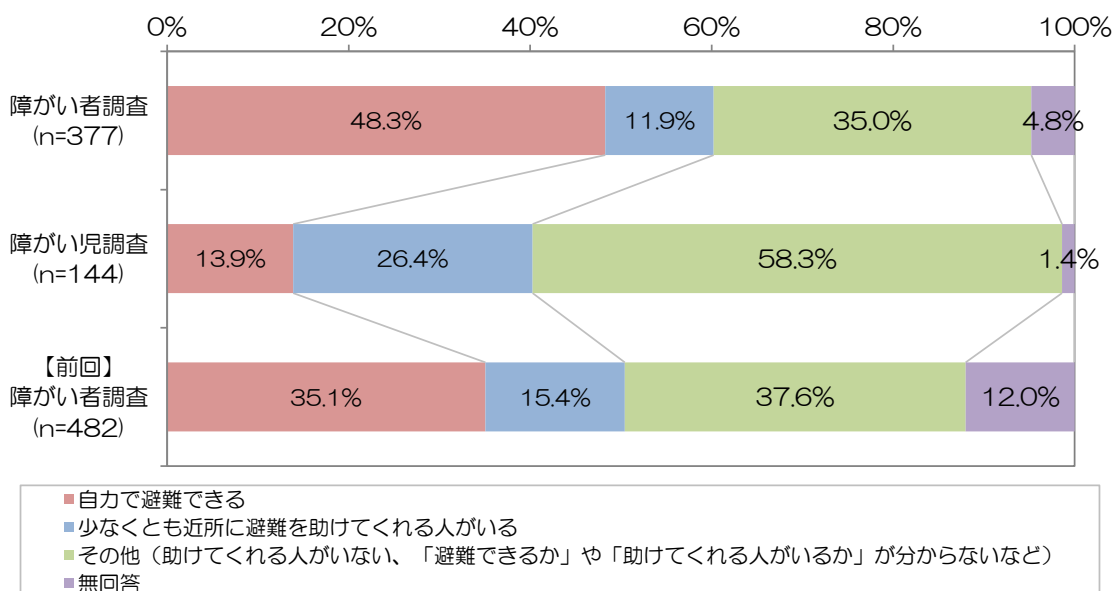
ア) 避難の可否

「自力で避難ができるか」及び「家族が不在の場合や一人暮らしの場合に、近所に助けてくれる人がいるか」についてそれぞれ尋ね、回答結果を集約しました。

障がい者調査では、「自力で避難できる」もしくは「少なくとも近所に避難を助けてくれる人がいる」と回答した割合は 60.2%となっており、前回調査の 50.4%と比べて増加している一方、「家族が不在の場合や一人暮らしの場合に避難が可能」といえない「その他」に該当する人も 3割を超えています。

障がい児調査では、「自力で避難できる」もしくは「少なくとも近所に避難を助けてくれる人がいる」と回答した割合は 40.3%にとどまっており、「その他」が6割近くに達しています。

以上のことから、災害時の避難行動が難しい障がい者等が確実に避難することができる体制の整備を推進することが必要であると考えられます。



イ) 災害について不安に思っていること

障がい者調査では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が43.2%と最も高く、次いで、「投薬や治療が受けられない」の36.3%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の34.7%の順となっています。

障がい児調査では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が51.4%と最も高く、次いで、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の40.3%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」の29.9%の順となっています。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
投薬や治療が受けられない	137	36.3%	36.3%
補装具、呼吸器、医療機器の使用が困難になる	19	5.0%	5.0%
補装具、呼吸器、医療機器や日常生活用具の入手ができなくなる	24	6.4%	6.4%
救助を求めることができない	53	14.1%	14.1%
安全なところまで、迅速に避難することができない	131	34.7%	34.7%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	56	14.9%	14.9%
周囲とコミュニケーションがとれない	60	15.9%	15.9%
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	163	43.2%	43.2%
その他	17	4.5%	4.5%
特にない	84	22.3%	22.3%
無回答	14	3.7%	3.7%
サンプル数	377	—	

・障がい児調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
投薬や治療が受けられない	13	9.0%	9.0%
補装具、呼吸器、医療機器の使用が困難になる	4	2.8%	2.8%
補装具、呼吸器、医療機器や日常生活用具の入手ができなくなる	6	4.2%	4.2%
救助を求めることができない	28	19.4%	19.4%
安全なところまで、迅速に避難することができない	58	40.3%	40.3%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	43	29.9%	29.9%
周囲とコミュニケーションがとれない	36	25.0%	25.0%
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	74	51.4%	51.4%
その他	2	1.4%	1.4%
特にない	30	20.8%	20.8%
無回答	2	1.4%	1.4%
サンプル数	144	—	

※複数回答可

⑩ 日置市の取組について

ア) 制度・施設の認知度

各種制度・施設に対する認知度は、前回調査と比較して、おおむね上昇しています。

一方、「避難行動要支援者避難支援等制度」の認知度が3割を下回るなど、制度・施設の周知が十分に行き渡っているとはいえない状況にあることから、制度・施設の利用が必要な人が適切に利用することにつながるよう、制度・施設の周知のさらなる強化が求められていると考えられます。

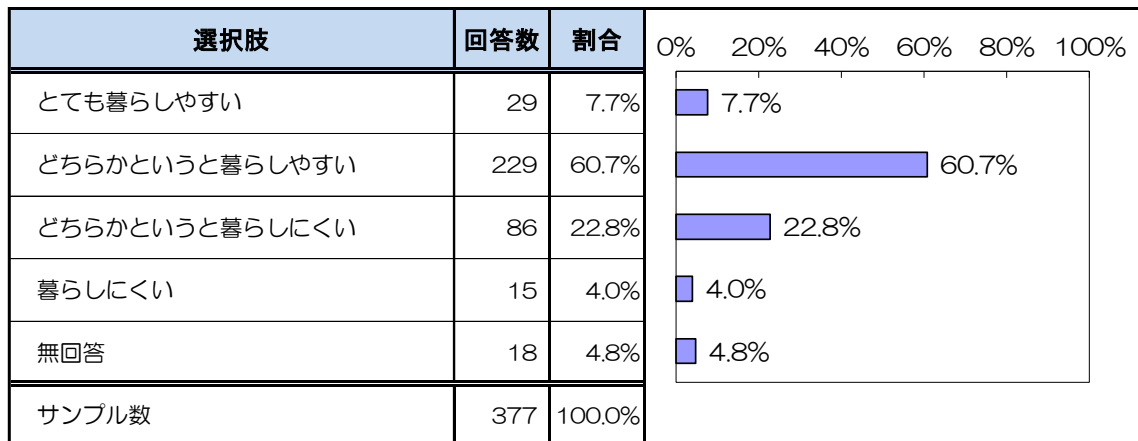
制度・施設	障がい者調査			障がい児調査		
	前回	今回	差	前回	今回	差
日置市障がい者等基幹相談支援センター	30.5%	45.6%	15.1	42.1%	53.5%	11.4
成年後見制度	38.9%	63.7%	24.8	59.2%	66.0%	6.8
避難行動要支援者避難支援等制度	15.7%	28.9%	13.2	15.8%	15.3%	▲0.5
福祉避難所	30.5%	45.6%	15.1	42.1%	53.5%	11.4

※数値は「名前も内容も知っていた」「名前は知っていたが内容は知らなかった」の合計値

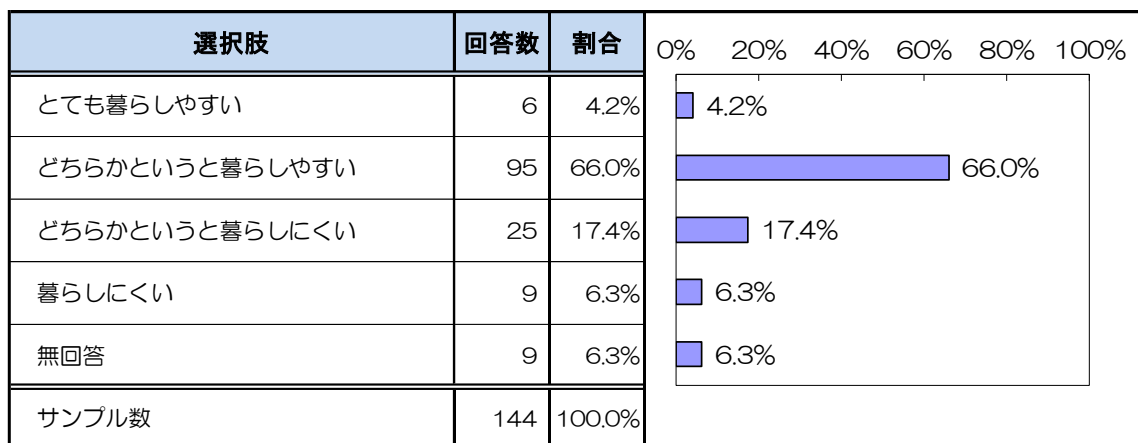
イ)「障がい者にとって暮らしやすいまちづくり」の実現度

「とても暮らしやすい」もしくは「どちらかという暮らしやすい」と回答した割合は、障がい者調査：68.4%、障がい児調査：70.1%となっています。

・障がい者調査



・障がい児調査



ウ)「障がい者にとって暮らしやすいまちづくり」に必要な取組

障がい者調査では、「地域で安心して在宅生活ができる福祉サービスの充実」が52.3%と最も高く、次いで、「経済的な支援の充実」の46.9%、「障がいが重度化しても安心して生活できる施設の充実」の44.6%の順となっています。

障がい児調査では、「経済的な支援の充実」が66.0%と最も高く、次いで、「教育環境の充実」の64.6%、「就労の支援の充実」の63.2%の順となっています。

本市においては、これらの取組に重点的に取り組む必要があると考えられます。

・障がい者調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
地域で安心して在宅生活ができる福祉サービスの充実	197	52.3%	52.3%
障がいが重度化しても安心して生活できる施設の充実	168	44.6%	44.6%
障がいに対する理解を深める啓発や相互交流の充実	105	27.9%	27.9%
スポーツや文化芸術など余暇を楽しむための支援の充実	63	16.7%	16.7%
経済的な支援の充実	177	46.9%	46.9%
教育環境の充実	33	8.8%	8.8%
就労の支援の充実	105	27.9%	27.9%
相談窓口の充実	124	32.9%	32.9%
その他	14	3.7%	3.7%
特にない	37	9.8%	9.8%
無回答	9	2.4%	2.4%
サンプル数	377	—	

・障がい児調査

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
地域で安心して在宅生活ができる福祉サービスの充実	83	57.6%	57.6%
障がいが重度化しても安心して生活できる施設の充実	73	50.7%	50.7%
障がいに対する理解を深める啓発や相互交流の充実	66	45.8%	45.8%
スポーツや文化芸術など余暇を楽しむための支援の充実	39	27.1%	27.1%
経済的な支援の充実	95	66.0%	66.0%
教育環境の充実	93	64.6%	64.6%
就労の支援の充実	91	63.2%	63.2%
相談窓口の充実	52	36.1%	36.1%
その他	7	4.9%	4.9%
特にない	4	2.8%	2.8%
無回答	4	2.8%	2.8%
サンプル数	144	—	

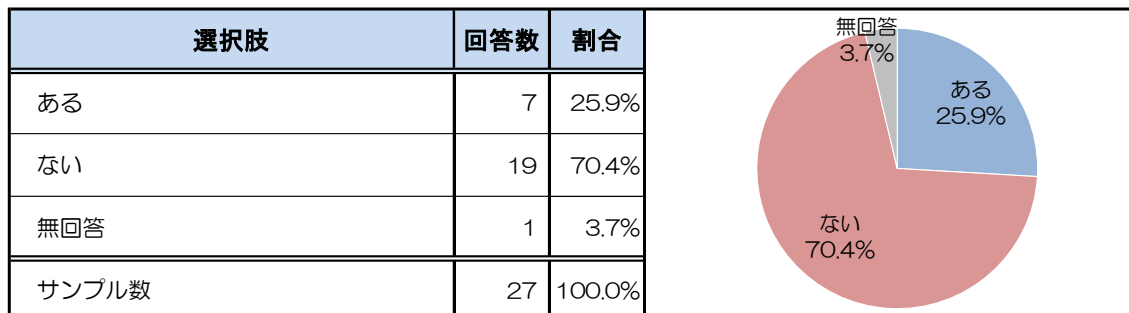
※複数回答可

(3) 障害福祉サービス等事業所調査結果概要

① 福祉サービスの利用動向と提供状況

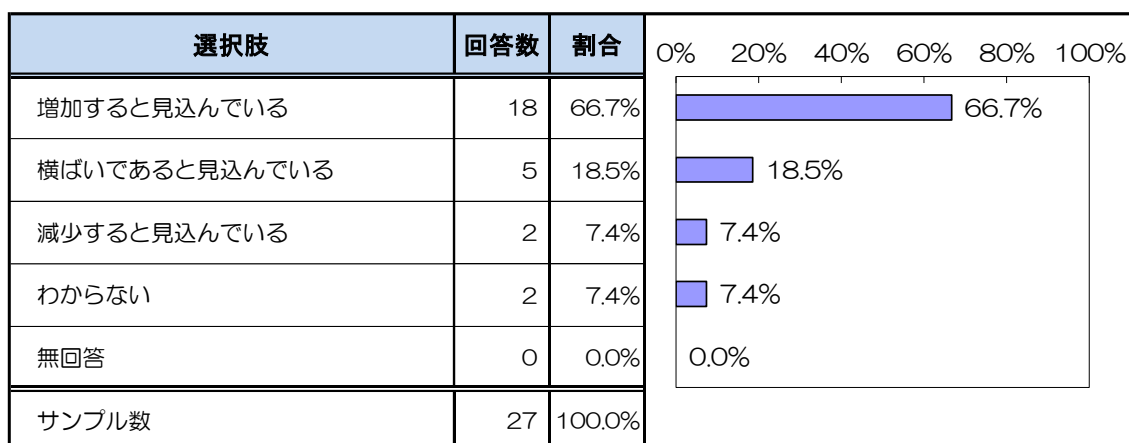
ア) 過去1年間に受け入れ（事業提供）できなかったことの有無

「ある」と回答した割合は25.9%となっています。



イ) 今後のニーズ量の見込み

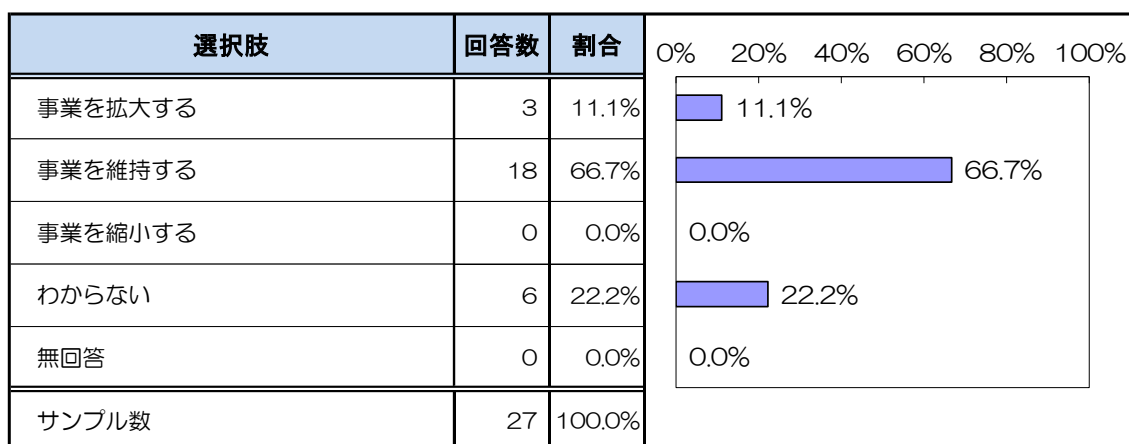
「増加すると見込んでいる」と回答した割合が66.7%となっています。



② 今後の事業展開

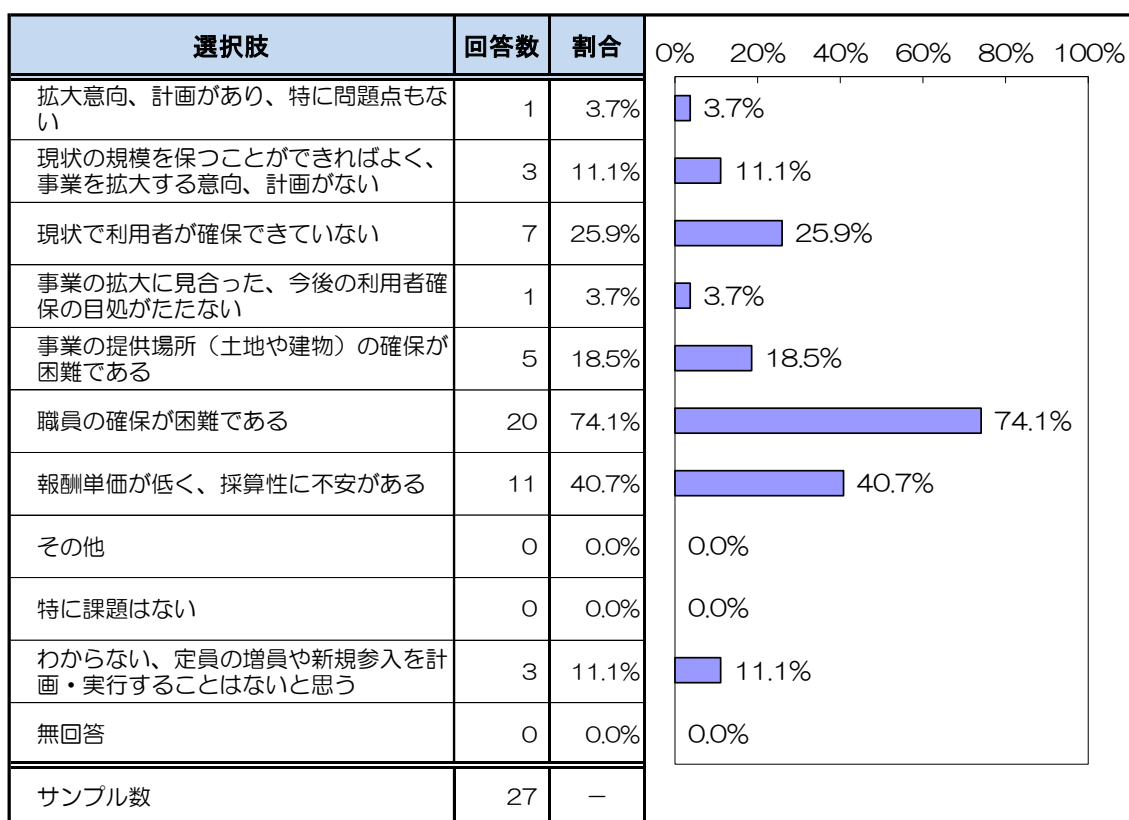
ア) 今後の事業の方針（事業の拡大・縮小）

「事業を拡大する」が11.1%、「事業を維持する」が66.7%となっています。



イ) 事業拡大における課題

「職員の確保が困難である」が74.1%と最も高く、次いで、「報酬単価が低く、採算性に不安がある」の40.7%、「現状で利用者が確保できていない」の25.9%の順となっています。

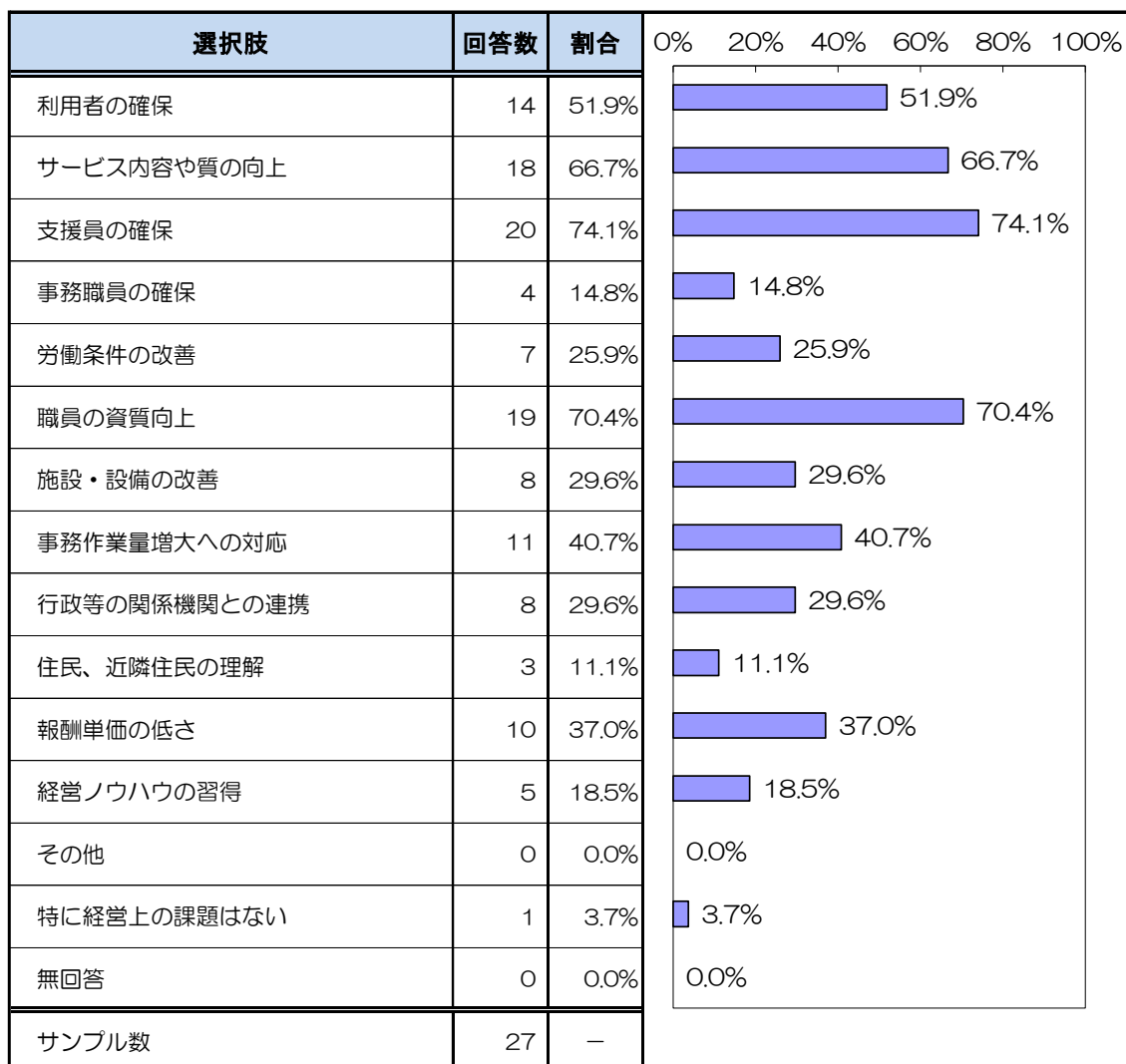


※複数回答可

③ 事業運営における課題と必要な支援

ア) 事業運営における経営上の課題

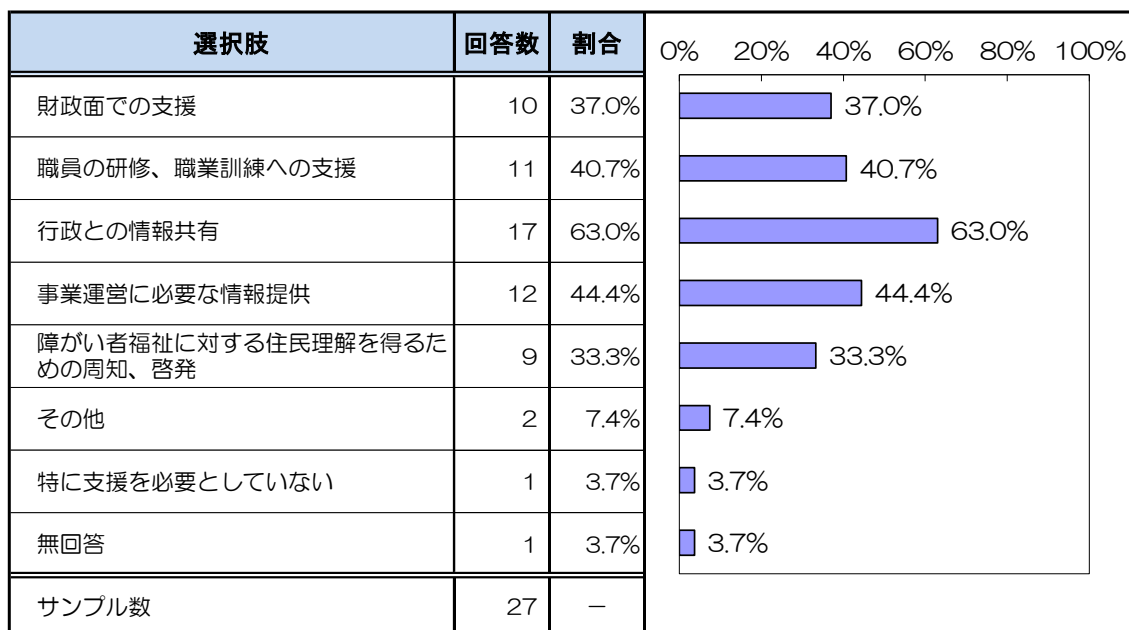
「支援員の確保」が74.1%と最も高く、次いで、「職員の資質向上」の70.4%、「サービス内容や質の向上」の66.7%の順となっています。



※複数回答可

イ) 事業運営にあたって必要な行政等の支援

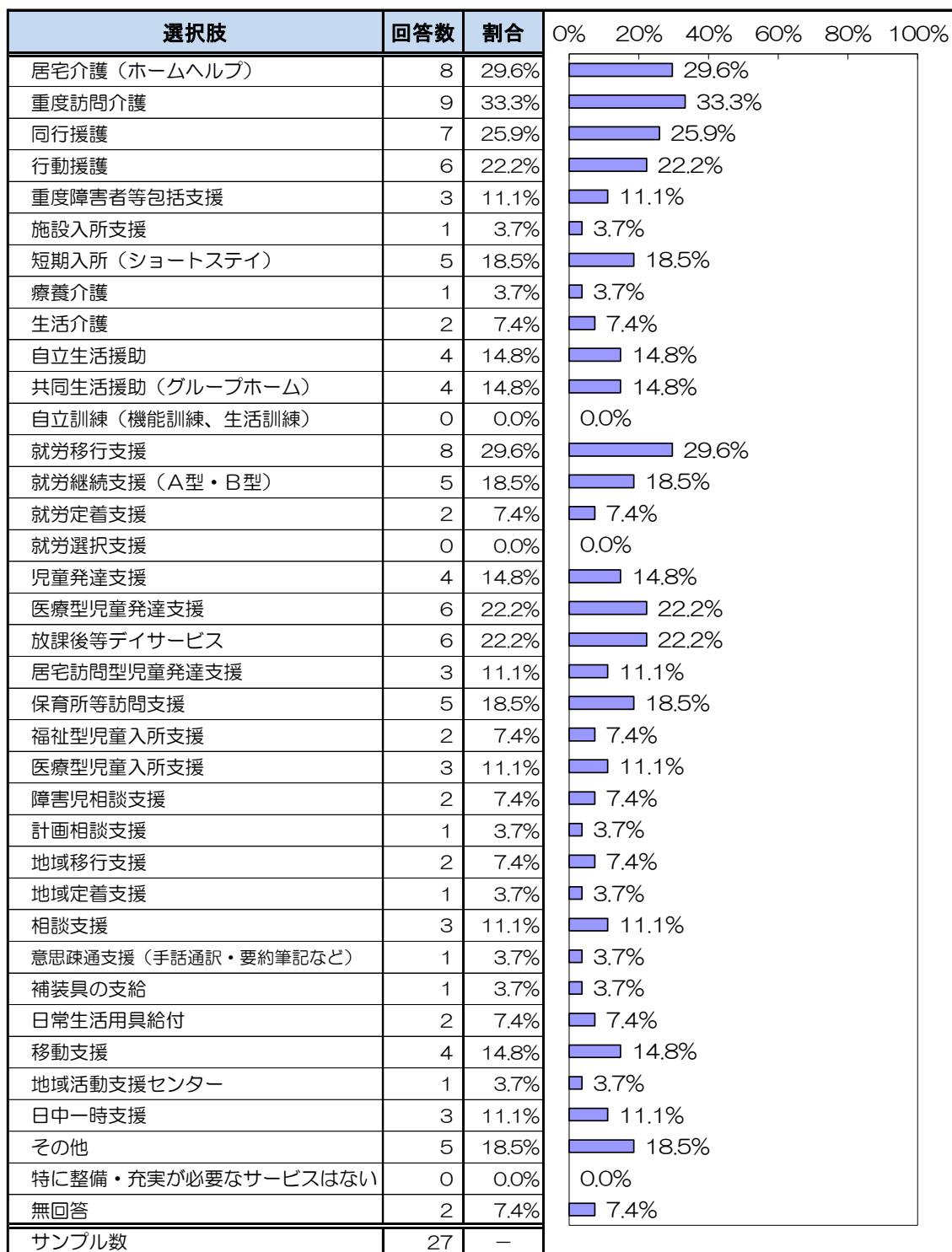
「行政との情報共有」が63.0%と最も高く、次いで、「事業運営に必要な情報提供」の44.4%、「職員の研修、職業訓練への支援」の40.7%の順となっています。



※複数回答可

④ 日置市において整備・充実が必要な福祉サービス

「重度訪問介護」が33.3%と最も高く、次いで、「居宅介護（ホームヘルプ）」「就労移行支援」の29.6%となっています。



※複数回答可

第3章 前期計画の評価結果

1 障がい者計画の評価結果

(1) 評価について

「第4期日置市障がい者計画」に定めた「施策」、「事業目標」及び「具体的な方策（実施事業）」について、関係課による4段階評価を行い、施策及び分野ごとに集計を行いました。

評価基準

A：順調に推進	B：概ね順調に推進
C：あまり推進できず	D：推進できず

(2) 評価結果概要

① 障がいに対する理解の促進

総合評価：A

施策		評価
(1)	権利の擁護	A
(2)	虐待の防止	A
(3)	啓発・広報	A

② 障がい者の社会参加の促進

総合評価：B

施策		評価
(1)	就労のための支援	B
(2)	スポーツ・レクリエーションなどの振興	C
(3)	情報バリアフリー化の促進	A
(4)	障がい福祉関係団体の支援	B

③ 選択可能な福祉サービスの充実

総合評価：A

施策		評価
(1)	生活の場の拡充	B
(2)	保健、介護等による支援	A
(3)	障がい児支援の充実	B
(4)	相談支援体制の充実	A
(5)	防災・防犯体制の充実	A
(6)	生活環境の充実	A

(3) 本市の課題となる具体的な方策（実施事業）

「C：あまり推進できず」「D：推進できず」のいずれかに評価された「具体的な方策（実施事業）」は以下のとおりです。

重点施策	分野別施策	具体的な方策（実施事業）
1. 障がいに対する理解の促進	(3) 啓発・広報	・障がい者福祉大会
2. 障がい者の社会参加の促進	(1) 就労のための支援	・自立支援協議会(就労支援部会) ・障がい者の職場実習 ・障がい者福祉大会【再掲】
	(2) スポーツ・レクリエーションなどの振興	・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
3. 選択可能な福祉サービスの充実	(6) 生活環境の充実	・コミュニティバス運行事業及び乗合タクシー運行事業

2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の評価結果

(1) 評価について

「第6期日置市障がい福祉計画・第2期日置市障がい児福祉計画」においては、国の基本指針や本市の実情に即して、目標値を設定しました。

本項は、目標の達成状況を示すものです。

(2) 評価結果概要

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数に係る目標については、達成できない見込みとなっておりますが、施設入所者の削減数に係る目標については、達成できる見込みとなっております。

項目	目標値	実績値 (見込)
地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者 149 人のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数)	8人	7人
令和5年度末時点の施設入所者の削減数	2人	10人

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の確保数及び運用状況に係る検証・検討の協議回数に係る目標について、達成できる見込みとなっております。

項目	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の数	1か所	1か所
令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の協議回数	1回	1回

※地域生活支援拠点等とは、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約して整備するもの

③ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数等に係る目標について、達成できる見込みとなっています。

就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合に係る目標については、市内に提供事業所がないため、評価ができませんでした。

項目		目標値	実績値 (見込)
令和5年度の一般就労移行者数		3人	7人
内訳	令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人	2人
	令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人	4人
	令和5年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人	1人
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者		1人	4人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合		100%	—

④ 障がい児支援の提供体制の整備等

ア) 児童発達支援センター、保育所等訪問支援

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の体制整備に関する目標について、達成できる見込みとなっています。

項目	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数	1か所	1か所
令和5年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数	1か所	3か所

イ) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標について、達成できない見込みとなっています。

項目	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の主に重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所数	1か所	0か所
令和5年度末時点の主に重症心身障がい児を対象とする放課後等デイサービス事業所数	1か所	0か所

ウ) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に係る目標及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置数に係る目標について、達成できる見込みとなっています。

項目	目標値	実績値 (見込)
令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所	1か所
令和5年度末時点の医療的ケア児に関するコーディネーターの配置数	1人	2人

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービス等の質を向上させるための部会や研修の実施回数に係る目標について、達成できる見込みとなっています。

項目	目標値	実績値 (見込)
令和5年度の総合的・専門的な相談支援の体制強化を図るための部会や研修の実施回数	2回	6回

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

令和5年度の総合的・専門的な相談支援の体制強化を図るための部会や研修の実施回数に係る目標について、達成できる見込みとなっています。

項目	目標値	実績値 (見込)
令和5年度の障害福祉サービス等の質を向上させるための部会や研修の実施回数	2回	13回

第4章 今後に向けた基本的な考え方

1 基本理念

国は、「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という「障害者基本法」の理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（地域共生社会）の実現を目指すとしています。

本市においても、「第2次日置市総合計画 後期基本計画」における社会福祉分野の基本目標として、「ともに支え合うしくみづくり」を掲げるとともに、本市の福祉分野の上位計画にあたる「日置市地域福祉推進計画（第4期日置市地域福祉計画及び第4期日置市地域福祉活動計画）」において「“とも”に生き 共に創る みんなが暮らしやすいまち ひおき」を基本理念として掲げ、地域共生社会の実現を目指すとしています。

これらの考え方を踏まえ、本計画の基本理念として、「**地域で生き、共に支え合うまちづくり**」とし、障がい者計画に基づく障がい者施策の総合的な推進を図るとともに、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づく障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。

2 基本施策

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本施策を定め、障がい者施策の推進を図ります。

障がい者計画においては、基本施策ごとに分野別施策を定め、障がい者施策の総合的な推進を図ります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、「基本施策3 安全に安心して暮らすことができる環境の整備」における障害福祉サービス等の提供体制等に係る取組を中心に、施策の推進を図ります。

【基本理念】 地域で生き、共に支え合うまちづくり

基本施策1 障がい理解の促進と権利擁護の推進

基本施策2 社会参加の促進

基本施策3 安全で安心して暮らすことができる環境の整備

3 計画の推進体制

(1) 市民参画による計画の推進

障がい者福祉施策は、福祉・保健・医療・教育・まちづくり・防災等の広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには様々な団体や組織、さらに市民の参画が不可欠です。

事業者・関係機関・行政を中心に、施策の展開を図りますが、その他、市民・ボランティア・NPO等の理解と協力により、地域ぐるみによる計画の推進を図ります。

(2) 障がい者自身等の参画促進

本計画に定めた施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗状況や施策内容の充実方法等について、障がい者との意見交換の場を設け、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(3) 庁内推進体制の充実

障がい者福祉施策は、様々な分野にまたがることから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

今後、各課で実施する事業においては、障がい者福祉の視点を踏まえた実施がなされるよう、庁内において理解を深めるための方策について検討を進めます。

(4) 国や県との連携

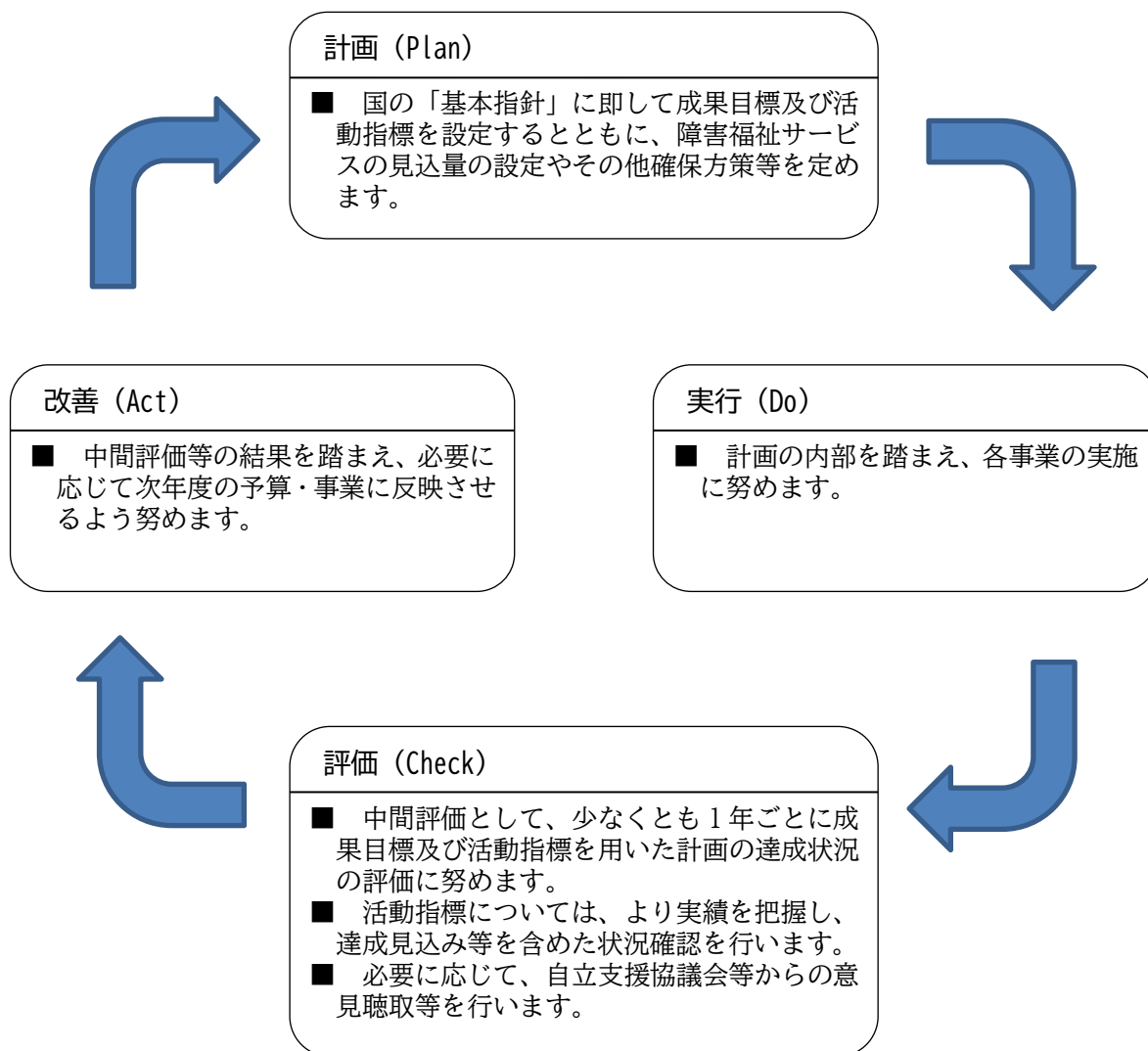
障がい者及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国や県に対し、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

(5) 計画の評価・管理

① 計画の評価

P D C Aサイクルに沿って、定期的に評価分析を行い、必要な場合は計画を見直すなど、必要な措置を講じます。

「第7期日置市障がい福祉計画及び第3期日置市障がい児福祉計画」においては、基本指針や本市の実情に即して定めた数値目標を「成果目標」、各サービスの見込量等を「活動指標」として、それぞれ定めます。



② 計画の進行管理

計画の確実な実施を図るとともに、市の施策に障がい者や家族等の意見を反映させるため、障がい者やその家族、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体等をメンバーとする「日置市自立支援協議会」を設置しています。

同協議会は、主に障がい者福祉施策の推進に関する助言等を行いますが、市はP D C Aサイクルに沿って事業を実施するとともに、事業の進捗状況や数値目標の達成状況等について点検・評価を実施し、個別の施策の展開にあたっては、同協議会に意見を求め、その意見を反映させるように努めます。

第2部 第5期日置市障がい者計画

第1章 施策の体系

1 施策の体系

基本理念 地域で生き、共に支え合うまちづくり

基本施策1 障がい理解の促進と権利擁護の推進

- (1) 権利の擁護
- (2) 虐待の防止
- (3) 啓発・広報

基本施策2 社会参加の促進

- (1) 就労のための支援
- (2) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興
- (3) 情報のバリアフリー化の促進
- (4) 選挙における配慮
- (5) 障がい福祉関係団体の支援

基本施策3 安全で安心して暮らすことができる環境の整備

- (1) 生活環境の充実
- (2) 保健、医療等による支援
- (3) 障がい児支援の充実
- (4) 相談支援体制の充実
- (5) 防災・防犯体制の充実
- (6) 外出しやすい環境の整備

第2章 分野別施策

基本施策1 障がい理解の促進と権利擁護の推進

障がいに対する理解は未だ十分ではなく、障がい者に対する差別・虐待は今なお発生しています。

社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進めるとともに、障がい者の権利を守るため、障がいに対する正しい理解の促進、権利擁護体制の確保等を推進します。

(1) 権利の擁護

① 現状・課題等

少子高齢化が進む中、知的・精神障がい者を支える親の高齢化により「親亡き後問題」が課題となることが懸念されています。

そのため、知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない方が安心して日常生活を営むために、成年後見制度や消費者教育啓発について、広報紙や啓発チラシの配布、防災行政無線での呼びかけ、出前講座の実施による理解・啓発活動を行いました。

また、成年後見制度の利用促進を図るため、令和3年度に日置市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

② 取組目標

- ・ 市民や事業者に向けて成年後見制度の研修会を実施します
- ・ 消費生活相談員と連携し、障がい者の消費生活の安定と向上に努めます
- ・ 障害者差別解消法の普及に努めます

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
成年後見制度利用支援事業	知的障がい・精神障がいがあり判断能力が不十分な人について、障害福祉サービス利用契約の締結やその他生活に必要な支援をする成年後見審判の申立てに係る手続き・費用に関する支援、成年後見等の業務に対する報酬等に関する支援を利用者の実情や意向を踏まえて行います。	福祉課
消費生活相談 消費者教育啓発事業	悪質かつ巧妙な手口による消費者トラブルや投資詐欺など、窓口寄せられる相談は年々複雑かつ多様化していることから、消費生活相談の一層の充実を図り、市民の消費生活の安定と向上に努めます。また、契約の基礎知識や悪質商法の手口、その対処法等の日常生活に役立つ情報について、出前講座の実施や広報紙への掲載を行います。	商工観光課
自立支援協議会（権利擁護部会・差別解消支援地域協議会）	社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるために、関係機関と連携して、障がい者への虐待や差別等、権利擁護についての周知啓発、事例の検討、支援体制の構築等について協議・提案を行います。また、障害者差別解消法による合理的配慮等について関係機関へ周知、啓発を行い、障がいに対する理解、促進を図ります。	福祉課

(2) 虐待の防止

① 現状・課題等

本市では、虐待の早期発見や迅速かつ適切な対応を図ることを目的として、日置市障がい者等基幹相談支援センターを虐待防止センターと位置付けており、虐待の通報があった場合、関係機関と連携し、施設や家庭内での事実確認を行っています。

虐待認定を受けた施設等については改善計画書の提出を求めるなどの再発防止に努めています。

② 取組目標

- ・ 市民や事業者に対する虐待防止に関する啓発・広報や相談体制の充実を図ります

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
日置市障がい者等基幹相談支援センター	相談支援事業に加え、障がい者等の虐待の通報や防止のための広報、その他の啓発活動を実施し、民間の相談支援事業所では対応困難な事例を中心に、障がい者やその家族等の総合的かつ専門的な相談支援を実施します。	福祉課
日置市子ども支援センター	学校教育課、福祉課、こども未来課、健康保険課の4課の連携を図るため、サポート会議を定期的を実施し、情報交換や研修を深めるとともに、多様な背景をもつ児童生徒への支援や家庭への支援を強化します。	学校教育課
日置市こども家庭センター	保健師、社会福祉士、助産師等による連携を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を実施し、個々のケースに寄り添った支援を行います。相談内容によっては、子どもと保護者、双方の立場で支援できるよう、部署を越えた連携により困り事に対して解決できるように努めます。	こども未来課 健康保険課

(3) 啓発・広報

① 現状・課題等

全ての人々が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる共生社会を実現するためには、行政が各種施策を実施していただくだけではなく、地域を構成する全ての人々が障がいに対して十分な理解と認識を深めることが大切です。

本市では、様々な機会を通じて、市民や事業所に対し障がい者への配慮について周知を図りました。

しかし、障がい者調査において、障がいによる差別や嫌な経験することが「よくある」もしくは「たまにある」と回答した割合が2割を超え、前回調査から増加するなど、障がいに対して、社会の理解が十分に行き渡っているとはいえない状況にあります。

② 取組目標

- ・市民や事業所に対し障がい者への配慮について周知を図ります

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
市民等に対する障がいに関する広報活動	広報紙やホームページ、SNS、各種研修等の活用及び各イベントへの参加等を通して、広報・啓発活動に取り組めます。	福祉課

基本施策2 社会参加の促進

障がいの有無にかかわらず、全ての人が社会参加できる環境を整えることは、障がい者だけでなく、社会全体にとっても重要なことです。

障がい者の自立を支援する観点から、就労支援の充実等を推進するとともに、障がい者の社会参加を支援するため、スポーツ・レクリエーション活動等の場づくり、社会活動に参加しやすい環境の整備を推進します。

(1) 就労のための支援

① 現状・課題等

障がい者が適性と能力に応じて仕事に就き社会活動に参加することは、自立して生きがいのある生活を送る上で重要な意義を持っています。

本市では、企業や市役所での職場実習や自立支援協議会（就労支援部会）の開催による就労支援を推進してきましたが、前期計画期間中においては、コロナ禍の影響により、実施が難しい状況が続きました。

令和5年度においては、市役所での職場実習を実施するとともに、障がい者の適正と能力に応じた仕事へのアプローチを共有するため、自立支援協議会（就労支援部会）を開催しました。

障がい者調査においては、「収入を得る仕事をしている（福祉サービス利用の場合を含む）」の割合は35.8%となっていますが、「今後働きたい」と回答した割合（41.1%）が上回っていることから、障がい者の就労希望を実現できる環境づくりが求められていると考えられます。

② 取組目標

- ・ 自立支援協議会（就労支援部会）により、障がい者の働き方について検討します
- ・ 職場実習を通して企業の理解を深めます

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
自立支援協議会（就労支援部会）	関係機関と連携して、障がい者の就労に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課
障がい者の職場実習	日置市役所や一般企業において職場実習を実施し、障がい者の社会参加及び社会の理解促進を図ります。	福祉課
障害福祉サービス	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」という個別に障がい者等の利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
更生医療訓練費支給事業	自立訓練または、就労移行支援の利用者に対して、訓練のための経費及び通所のための交通費を支給します。	福祉課

（２）スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興

① 現状・課題等

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、障がい者の社会参加の促進や生活を豊かにする上で大きな役割を果たすものであり、障がい者の体力の向上や生きがいづくりにもつながるものです。

本市では、障がい者スポーツの普及と社会参加を促進するため、障がい者の体育施設利用料減免を行っています。

また、日置市身体障害者協会へ委託し、スポーツ大会やグラウンドゴルフ大会を開催しています。

その他、障がい者の社会参加を促すため、創作的活動や生産活動、社会との交流を行う場として、地域活動支援センター事業を市内外の5事業所に委託し実施しています。

② 取組目標

- ・社会体育施設及び社会教育施設の利用料減免を行い、障がい者スポーツ・レクリエーションの普及に努めます
- ・障がい福祉関係団体によるスポーツ大会等開催を支援します
- ・障がいのある方もない方もスポーツを楽しめる機会について検討します

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供します。また、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会、運動会等を開催することにより、障がい者の福祉の向上を図ります。	福祉課
地域活動支援センター事業	障がい者等の地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。	福祉課
社会体育施設・社会教育施設の利用料減免	障がい者の社会参加を促進するために、社会体育及び中央公民館利用の減免を引き続き行います。	社会教育課

（3）情報のバリアフリー化の促進

① 現状・課題等

障がい者の市民生活の充実や社会参加の促進を図るためには、障がい者が必要な情報を適切な手段で入手できる環境が必要です。

本市では、障がい者が円滑に情報収集やコミュニケーションがとれるよう、手話通訳の派遣や広報紙の点訳・音声訳を実施しています。

また、市役所に用務のある聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者の意思疎通を円滑にするため、本庁に手話奉仕員を配置しています。

② 取組目標

- ・手話通訳者を活用した遠隔地情報支援システム導入の必要性について検討します
- ・登録している点訳・音声訳及び手話奉仕員の活動内容について検討します

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣を行うことにより、聴覚障がい者等の福祉の向上を図ります。	福祉課
日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	福祉課
奉仕員養成研修事業	視覚障がい者または聴覚障がい者等との交流活動、市の広報活動、手話奉仕員及び音声訳奉仕員の養成等を行うことにより、聴覚障がい者または視覚障がい者等の福祉の向上を図ります。	福祉課
点字・声の広報等発行事業	文字による情報の入手が困難な視覚障がい者等に、広報紙等を点訳、音声訳その他わかりやすい方法による情報を定期的に提供することにより、視覚障がい者の福祉の向上を図ります。	福祉課
手話通訳者設置事業	市役所に用務のある聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者の意思疎通を円滑にするために手話通訳者を配置します。	福祉課

(4) 選挙における配慮

① 現状・課題等

障がい者が一人の市民として、その権利を行使するためには、選挙においても、公正で適切な投票参加の機会を得られる必要があります。

本市では、投票所までの移動に係る無料乗車券の配布や、「選挙支援カード」を活用した投票所における支援の実施等を行っています。

② 取組目標

- ・全ての市民が公正で適切な投票参加の機会を得るための配慮に努めます

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
投票所までの移動に係る無料乗車券の配布	投票所までの移動支援対策として、日置市コミュニティバス、乗合タクシーの無料乗車券を配布します。	選挙管理委員会事務局
投票所における支援	必要とする支援内容等について記入する「選挙支援カード」を活用し、必要に応じて投票所内における移動支援や代理投票等を行います。	選挙管理委員会事務局

(5) 障がい福祉関係団体の支援

① 現状・課題等

障がい者が抱える様々なニーズに対する支援においては、行政の施策はもちろんですが、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア、NPO法人等の活動、近隣住民同士の助け合いなどが行われることが重要です。

本市では、自治会長や民生委員・児童委員等に対し、障がい者が対象となる制度の周知を行っています。

また、本市においても近年増加している障害福祉サービス事業所や児童通所支援事業所、相談支援事業所に対して、日置市の取組について定期的に説明する機会を設けています。

その他、障がい福祉関係団体への支援として、日置市身体障害者協会への補助金交付を行うほか、障害者就労施設への物品発注や調達について、周知及び活動支援を行い、地域で支え合う仕組みづくりを推進しています。

② 取組目標

- ・障がい福祉関係団体への補助金交付や障害者就労施設への物品発注や調達について周知及び活動への支援を行います

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
身体障害者協会活動事業補助金	日置市内の身体障がい者の親睦を図り、社会経済活動に参加できるよう、日置市身体障害者協会に補助金を交付することで、福祉の増進を図ります。	福祉課
手をつなぐ育成会活動支援	手をつなぐ育成会の開催する研修会や行事への参加等の活動の支援を行います。	福祉課
障害者就労施設への物品発注や調達強化	障害者就労施設への物品発注や調達について、周知及び活動支援を行います。	福祉課

基本施策3 安全で安心して暮らすことができる環境の整備

障がい者が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすためには、障がい者一人ひとりのニーズも踏まえた、生活環境の整備や福祉サービスの提供体制を確保することが必要です。

障がい者のニーズ等も踏まえながら、生活環境の整備や福祉サービスの提供体制の確保を図ることで、障がい者やその家族のニーズに沿った生活を送ることができる環境づくりを推進します。

(1) 生活環境の充実

① 現状・課題等

現在地域で暮らしている障がい者の地域生活の継続や、施設に入所している人や精神病床に入院している人の本人の希望等も踏まえた地域生活への移行にあたっては、地域で安心して暮らすことのできる生活環境の確保が重要です。

本市では障がい者の意志を尊重し、希望する生活を送ることができるよう、一人ひとりの障がい特性やニーズに応じた障害福祉サービスの提供に努めるとともに、障がい者が地域で自立した生活が送れるようにグループホーム利用の家賃補助等を行っています。

また、日中一時支援事業や医療的ケア児等総合支援事業等を通して、障がい者の福祉の向上だけでなく、介助者の看護・介護の負担軽減を図っています。

令和5年度には、居住支援のための機能を集約して整備する「地域生活支援拠点等」の整備を行いました。

施設入所者等の地域移行については、自立支援協議会に設置した地域移行支援部会において、課題等を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域資源を活かした体制整備を協議するとしていましたが、コロナ禍の影響で部会開催が難しい状況が続いてきたことから、今後は部会を開催し、方策を検討していく必要があります。

② 取組目標

- ・障がい者の意志を尊重した福祉サービスの提供に努めるとともに、福祉サービスや各種事業等の周知を図ります
- ・自立支援協議会（地域移行支援部会）を通して地域生活移行について課題を共有するとともに、必要に応じてケース会議を開催します

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
地域生活支援拠点事業【新規】	障がい者及び障がい児の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるために、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応できる体制を構築します。また、拠点等の機能強化を図るため、居住支援のための5つの機能（相談・緊急時の受け入れ・対応・体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を集約し、共同生活援助や障がい者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点事業を行います。	福祉課
障害福祉サービス（再掲）	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」という個別に障がい者等の利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
グループホーム利用の家賃補助	障がい者の地域移行を促進するため、グループホームの家賃について、一定額を助成します。	福祉課
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、一時的な見守りなどの必要な支援を行います。	福祉課
特別障害者手当等給付事業	重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常に介護が必要な人に対し、手当を支給します。	福祉課
食の自立支援事業	在宅の一人暮らし、もしくは虚弱な高齢者または障がい者に食関連サービスの利用調整を行い、計画的な「食」の自立支援事業を提供することにより、食生活の改善と健康増進を図り、高齢者等の在宅での自立した生活の支援や地域との交流、安否の確認等による在宅福祉の推進を図ります。	福祉課
成年後見制度利用支援事業（再掲）	知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な人を法律的に保護する成年後見制度を円滑に利用するため、申立費用の助成等を行います。	福祉課
自立支援協議会（地域移行支援部会）	関係機関と連携して、障がい者の地域での生活に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課
医療的ケア児等総合支援事業	在宅の重度心身障がい児を持つ家族に対して、訪問看護師が看護を行うための経費の助成を行い、看護や介護の負担軽減を図ります。	福祉課

(2) 保健、医療等による支援

① 現状・課題等

障がいの原因となる疾病等については、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健診等による疾病の早期発見、早期治療、療育の指導等、三次予防としての医学的リハビリテーションのそれぞれを充実させていく必要があります。

また、障がいや難病を抱える人等が地域において、保健・医療サービスを安心して受けられる体制づくりが必要です。

本市では、障がいの軽減又は除去、あるいは進行を防止し日常生活を容易にするため更生・育成医療による医療費助成を行っています。

また、精神疾患の通院に対する医療費補助制度の手続き等の対応を行っています。

その他、緊急時に備え必要な情報を保管する救急キットの配布事業や 24 時間対応可能な緊急通報装置の導入を行い、高齢者や障がい者の安心・安全の確保を図っています。

② 取組目標

- ・安心して医療サービスを受けられるよう、各医療費助成制度について周知を図るとともに、継続して事業を実施できるよう努めます
- ・民生委員・児童委員等と協力し、緊急通報装置等の普及に努めます

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
日置市元気な市民づくり運動推進計画	市民の健康づくりを総合的に推進するため策定した「日置市『元気な市民づくり運動』推進計画」に基づき、市民の健康づくりを推進します。	健康保険課
障害福祉サービス（再掲）	介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」という個別に障がい者等の利用目的にあった支給決定を行います。	福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい児（者）が、医療保険各法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分について助成します。	福祉課
更生医療	障がいを軽減又は除去、あるいは障がいの進行を防止して、日常生活を容易にするための医療費について助成を行います。	福祉課
育成医療	満 18 歳未満の児童で、身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患を放置すると、将来において障がいを残すと認められる児童に対する、その身体障がいを除去・軽減する手術等の治療で、確実に効果が期待できると認められた治療に対し、助成を行います。	福祉課
精神通院医療	精神疾患の治療のために通院している人を対象に医療費の補助に係る手続きを行います。	福祉課
救急医療情報キット配布事業	民生委員・児童委員等と協力し、救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。	福祉課
緊急通報体制整備事業	民生委員・児童委員等と協力し、緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援します。	福祉課

(3) 障がい児支援の充実

① 現状・課題等

障がいの有無にかかわらず、子どもたちに自分らしく生きていく力を身につけるためには、成長する子どものライフステージに即した、教育・療育における継続的な支援の提供が必要であるとともに、より早期に障がいを発見し、より早期の療育につなげていくことが重要です。

本市では、障がい児に対する支援全般について、自立支援協議会に設置した子ども支援部会において、乳幼児期から就学後まで幅広い支援に対応できるよう、福祉だけでなく教育関係者を集め、各分野の垣根を越えた情報共有を図るとともに、日置市子ども支援センターを中心に関係各課や関係機関が連携した相談支援体制の構築を図っています。

その他、乳幼児期については、生後4か月未満の乳児を対象としたこんには赤ちゃん訪問をはじめ、乳幼児健診事業や育児相談等を通して障がいの早期気付き・早期支援体制の強化を図っています。

また、保育士や臨床心理士による保育園・幼稚園・認定こども園の巡回訪問を行い、気になる子どもの発達や子ども・保護者との関わり方について園と共有することで、地域にある身近な園で、集団生活に適応するための支援を行っています。

障がい児を受け入れている保育所が職員の加配を行う場合には、その費用の補助を行うことにより、障がい児の保育環境の向上を図るとともに、より手厚い支援が必要と思われる場合には、療育施設での児童発達支援等利用の案内も行っています。

幼児期から学童期の移行にあたっては、子どもの障がいや発達に関する不安を抱える保護者を対象とした就学相談を行い、教育支援委員会において、就学先の決定を支援しています。

学童期以降においては、障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた支援を行うため、小中学校に特別支援員を配置するなど、教育体制の充実を図っています。

② 取組目標

- ・ 早期気付き・早期支援に向けて関係部署と連携した取組を行います
- ・ 日置市障がい者等基幹相談支援センター、子ども支援センターでの臨床心理士の配置を継続し、子育てに関する相談支援体制の維持を図ります
- ・ ライフステージに応じた切れ目のない支援について関係者の連携を図ります

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
障害児通所支援事業	施設への通所等によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	福祉課
障害児通所支援利用者負担無料化	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童に対して提供される障害児通所支援について、利用者負担に対する助成により無料化することで、早期支援の促進を図ります。	福祉課
障害児保育事業	適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活が送れるよう、支援に努めます。	こども未来課
地域子育て支援センター	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努めます。また、子育て支援センターの機能や役割について、ホームページや市公式SNS等を通じて広く住民に広報し、気軽に相談に応じてくれる場としてのさらなる周知を図ります。支援が必要なケースについては、適宜保健師等と情報共有を行い、相談から具体的な支援につなげます。	こども未来課
日置市子ども支援センター	教育相談員、家庭相談員、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。	学校教育課
自立支援協議会(子ども支援部会)	子どもの困り感、親の子育てにくさがあっても自分らしく生活できるよう、関係機関と連携し、情報の共有をはじめ、必要な社会資源の開発のための協議・検討を行います。	福祉課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月未満の乳児を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認を行うとともに、相談に対応します。	健康保険課
乳幼児健診事業	健診により、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延等の早期発見を図ります。健診の場において、育児や発達等に不安をもつ保護者に対し、育児相談や親子教室を紹介し、個別対応を行います。未受診者へは保健師が訪問等で状況確認を行います。その他、健診時以外にも広報紙や子育てアプリで情報発信するなど、さまざまな手段で子育て情報の発信に努めます。	健康保険課

事業・取組名	内容	所管
巡回支援専門員整備事業	市内の保育園、幼稚園、認定こども園及び各種乳幼児健診等の子どもや親が集まる施設・場に臨床心理士等が巡回し、保育園、幼稚園、認知こども園の職員や保護者、乳幼児健診のスタッフ等の支援者に対し、発達障がい等の早期発見、早期対応のための助言等の支援を実施します。	福祉課
母子保健推進員活動	妊娠期から1歳6か月頃までの訪問活動を丁寧に行い、妊娠期から相談しやすい関係づくりに努めるとともに、必要時には保健師へつなぐなど、子育て家庭に寄り添う活動を行います。	健康保険課
育児相談	保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士が専門的な視点で健康相談や情報提供を行います。また、育児相談以外でも子育て情報を得ることができるよう、広報紙や子育てアプリでの情報発信等のさまざまな手段で子育て情報の発信に努めます。	健康保険課
養育支援訪問事業	安心して子育てができるよう、育児不安が強いなど支援が必要な家庭に対し、助産師や保健師が訪問を行うとともに、必要に応じて産後ケア事業等のサービスにつなぐなどの継続的な支援に努めます。	健康保険課
教育相談活動の充実	子ども支援センターにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、家庭相談員を配置するなど、相談できる体制を整備します。	学校教育課
小学校特別支援員配置事業 中学校特別支援員配置事業	通常学級における配慮が必要な児童生徒への支援を行うとともに、支援員に対する研修の充実を図ります。	学校教育課
産後ケア事業	産後の支援が少ない、育児不安を抱えるなどの状況にある産婦に対し、身体の回復や育児に関する支援を安心して受けることができるよう、助産所に宿泊し産後ケアを受ける際の利用者負担額の補助を行います。必要な産婦が利用できるよう、広報紙等による広報、母子手帳交付時や新生児訪問時等における個別案内の充実を図ります。	健康保険課
親子教室	発達や育てにくさなどの不安を抱える親子を対象に、遊びを通じた発達支援や相談を行う親子教室を行います。教室卒業後については、発達相談会や療育・医療へのつなぎ、園や子育て支援センターと連携した見守りを行うことで、継続した支援に努めます。	健康保険課

事業・取組名	内容	所管
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に補聴器購入時の補助を行います。	福祉課

(4) 相談支援体制の充実

① 現状・課題等

障がい者とその家族が地域で安心・安全に生活を送るためには、障がい者とその家族がそれぞれ抱える様々な悩みや問題に対応し、必要な支援を提供する体制が必要です。

本市では、障がい者とその家族を支援するため、各相談支援事業所や日置市障がい者等基幹相談支援センターにおいて、様々なケースに対応できる相談支援体制を構築しています。

また、ピアサポートの観点から、障がい者や障がい者の家族を身体障害者相談員や知的障害者相談員として設置し、障がい者がより身近に相談できる環境づくりに努めています。

前期計画期間においては、感染症対策として、リモート相談支援等の新しい生活様式に対応した柔軟な対応にも努めました。

② 取組目標

- ・各相談支援事業所や日置市障がい者等基幹相談支援センター、身体・知的障害者相談員の認知度を高めるための周知に努めます
- ・相談内容の困難事例等を自立支援協議会（相談支援部会）で協議し、関係機関の連携や各機関の相談員のスキルアップを図ります

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
障害者等相談支援事業	障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。	福祉課
障害者相談員設置事業	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置することで、障がい者等へ福祉の増進を図ります。	福祉課
日置市障がい者等基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、相談支援専門員や巡回支援専門員を配置し、相談業務等を通じて、地域の実情に応じた支援を行います。	福祉課
地域子育て支援センター（再掲）	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努めます。また、子育て支援センターの機能や役割について、ホームページや市公式SNS等を通じて広く住民に広報し、気軽に相談に応じてくれる場としてのさらなる周知を図ります。支援が必要なケースについては、適宜保健師等と情報共有を行い、相談から具体的な支援につなげます。	こども未来課
日置市子ども支援センター（再掲）	教育相談員、家庭相談員、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。	学校教育課
在宅福祉アドバイザー	高齢者や障がい者等、支援を必要とする世帯を巡回訪問し、安否確認や声かけなどの見守り活動を行う「在宅福祉アドバイザー」の育成と活動の周知を図りつつ、民生委員・児童委員や関係機関との連携による活動を推進します。	福祉課
自立支援協議会（相談支援部会）	関係機関と連携して、障がい者の相談支援に必要な社会資源の開発、支援体制の構築等について協議・提案を行います。	福祉課

(5) 防災・防犯体制の充実

① 現状・課題等

障がい者が、地域において安心・安全に生活を送るためには、防災・防犯対策は欠かすことができません。

本市では、防災対策として、一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、自力での避難が難しい「避難行動要支援者」の住民情報を把握するとともに、聴覚障がい者を対象とした情報提供方法の整備、一般の避難所で生活に支障がある高齢者や障がい者等の要配慮者を対象とする福祉避難所の設置等を推進しています。

防犯対策については、悪質な詐欺等に巻き込まれないよう、啓発チラシの配布等を行っているほか、各地で出張出前講座等も実施しています。

② 取組目標

- ・ 民生委員・児童委員等と協力し、避難行動要支援者の把握に努め、防災情報管理システムにより、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を推進します
- ・ 関係部署と連携し福祉避難所での支援について検討します
- ・ 消費生活相談員と連携し、障がい者等に出前講座への参加を呼びかけるなど、消費者トラブルの未然・拡大防止を図ります

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
聴覚障がい者への情報提供	緊急時には、聴覚障がい者に対し、防災行政無線による放送内容を伝達します。	総務課
奉仕員養成研修事業（再掲）	視覚障がい者または聴覚障がい者等との交流活動、市の広報活動、手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成等を行うことにより、視覚障がい者または聴覚障がい者等の福祉の向上を図ります。	福祉課
緊急通報体制整備事業（再掲）	民生委員・児童委員等と協力し、緊急通報装置を貸与し、利用者が安心して暮らせるよう支援します。	福祉課
個別避難計画の策定	障がい者等の要配慮者のうち、自力での避難が難しい「避難行動要支援者」の住民情報を把握し、防災情報管理システムにより、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を推進します。	総務課 福祉課
福祉避難所の開設	災害時の状況等により一般避難所では避難生活が困難な要配慮者の一時的な受入施設として設置する「福祉避難所」について、連携協定を基に事業所と連携を図り、福祉避難所としての設置・運営ガイドラインに基づき、施設が福祉避難所として機能するために必要な支援を行います。	総務課 福祉課
消費生活相談 消費者教育啓発事業（再掲）	悪質かつ巧妙な手口による消費者トラブルや投資詐欺等、窓口寄せられる相談は年々複雑かつ多様化していることから、消費生活相談の一層の充実を図り、市民の消費生活の安定と向上に努めます。また、契約の基礎知識や悪質商法の手口、その対処法等の日常生活に役立つ情報について、出前講座の実施や広報紙への掲載を行います。	商工観光課

(6) 外出しやすい環境の整備

① 現状・課題等

障がい者が住み慣れた地域で自立して暮らすとともに、社会参加を積極的に行っていくためには、道路・交通・施設等の外部環境の整備及び必要に応じた外出支援の充実を図ることが必要です。

本市では、公共施設や道路等のバリアフリー化に努めるとともに、市民全体のニーズも踏まえた移動手段の確保に努めています。

また、障がい者の移動支援として、自動車免許取得助成事業や移動支援事業等も行っています。

② 取組目標

- ・ユニバーサルデザイン（年齢や障がいの有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であることを目指したデザイン）の推進について、関係部署と連携して取り組みます
- ・福祉的支援も含め、障がい者の外出支援の充実を図ります

③ 具体的な方策（実施事業等）

事業・取組名	内容	所管
乗合タクシー運行事業	利用しやすい運用方法の検討と、事業の周知活動に取り組みます。また、運転手確保に向けて事業者の募集状況等の発信も行います。	地域づくり課
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者の普通免許取得に要する費用の一部を助成することにより、就労等の地域活動への参加を促進します。	福祉課
自動車改造費助成事業	身体障がい者が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図ります。	福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。	福祉課
補装具給付	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って日常生活や働くことを容易にするため補装具の交付や修理を行います。	福祉課
日常生活用具給付事業（再掲）	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	福祉課

事業・取組名	内容	所管
福祉有償運送	バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合において、公共の福祉を確保する観点から、NPO法人等によるボランティア有償運送により自家用有償旅客運送を実施します。	福祉課

第3部 第7期日置市障がい福祉計画
第3期日置市障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に定める事項

国の基本指針において、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画に定めなければならない事項、定めるよう努めなければならない事項等として、下表のとおり定めていることを踏まえ、下表の内容について本計画に定めることとします。

- 1 市町村障害福祉計画等の基本的理念等
- 2 提供体制の確保に係る目標
- 3 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 4 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 5 関係機関との連携に関する事項
- 6 市町村障害福祉計画等の期間
- 7 市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価

2 目指す方向性

国の基本指針においては、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、以下の点に配慮した総合的な障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成を求めています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

本市においては、以上の点を踏まえて、地域共生社会の実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、地域全体で対応するシステムの構築を目指します。

3 成果指標の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

(1) 福祉施設から地域生活への移行

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者132人のうち、6%以上に当たる9人が地域生活に移行することを目標とします。

また、令和8年度末時点における施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者132人から5%以上に当たる7人を削減した125人以下とすることを目標とします。

現状	令和4年度末時点の施設入所者数	132人
	地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数の見込み)	7人
目標値	地域生活移行者数 (令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者の数)	9人
	令和8年度末時点の施設入所者数	125人

(2) 地域生活支援の充実

市単独で令和5年度に整備した地域生活支援拠点等について、令和8年度末時点においても、1か所以上確保することを目標とします。

また、「地域生活支援拠点等に係るコーディネーター」を令和8年度末までに1人以上配置するとともに、「地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する場」を年1回以上開催することを目標とします。

さらに、令和8年度末までに、市又は圏域において、「強度行動障がい者を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制」を整備することを目標とします。

現状	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数（見込み）	1か所
	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数（見込み）	1人
	令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数（見込み）	1回
	令和5年度末時点の強度行動障がい者を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無（見込み）	なし
目標値	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置数	1人
	令和8年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回
	令和8年度末時点の強度行動障がい者を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	あり

(3) 福祉施設から一般就労への移行・定着

令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数5人から1.28倍以上にあたる9人以上とするとともに、就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数それぞれ4人・0人・1人から、それぞれ1.31倍・1.29倍・1.28倍以上にあたる6人・1人・2人以上とすることを目標とします。

また、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合を100%以上とすることを目標とします。

さらに、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の2人から1.41倍以上にあたる3人以上とするとともに、令和8年度時点における就労定着支援事業終了者の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合が100%であることを目標とします。

現状	令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		5人
	内訳	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	4人
		令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	0人
		令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人
	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数		2人
目標値	令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		9人
	内訳	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	6人
		令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人
		令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	2人
	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合		100%
	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数		3人
	令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合		100%

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和8年度末時点における児童発達支援センターについて、現在の提供体制を維持し、1か所以上確保していることを目標とします。

また、令和8年度末時点における障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制について、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が連携し、保育所等訪問支援等を活用しながら推進する体制を維持することを目標とします。

現状	令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数（見込み）	1か所
目標値	令和8年度末時点の児童発達支援センターの確保数	1か所
	令和8年度末時点の障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	あり

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末時点における重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制について、現在の提供体制を維持し、圏域内にそれぞれ2か所以上確保していることを目標とします。

現状	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数（見込み）	2か所 （圏域）
	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数（見込み）	2か所 （圏域）
目標値	令和8年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	2か所 （圏域）
	令和8年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	2か所 （圏域）

③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末時点における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数について、自立支援協議会における子ども支援部会の設置による現在の提供体制を維持し、1か所以上設置していることを目標とします。

また、令和8年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数について、2人以上配置していることを目標とします。

現状	令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数（見込み）	1か所
	令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数（見込み）	2人
目標値	令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所
	令和8年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	2人

(5) 相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターの設置について、「日置市障がい者等基幹相談支援センター」として設置している現在の体制を令和8年度末時点においても引き続き維持することを目標とします。

また、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図るため、令和8年度における相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数について、7件以上実施していること、相談支援事業所の人材育成に対する支援件数について、3件以上実施していること、相談機関との連携強化の取組の実施回数について、6回以上実施していること、個別事例の支援内容の検証の実施回数について、8回以上実施していること、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置について、3人以上配置していることをそれぞれ目標とします。

さらに、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を図るため、自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討について、6回以上実施するとともに、15以上の事業者・機関が参加していること、5以上の専門部会を設置するとともに、15回以上実施していることをそれぞれ目標とします。

現状	令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置の有無（見込み）	あり
	令和5年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（見込み）	6件
	令和5年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数（見込み）	3件
	令和5年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数（見込み）	3回
	令和5年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数（見込み）	5回
	令和5年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（見込み）	1人
	令和5年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（見込み）	6回
	令和5年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数（見込み）	15
	令和5年度の自立支援協議会における専門部会の設置数（見込み）	5
	令和5年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数（見込み）	14回
目標値	令和8年度末時点における基幹相談支援センター等の設置の有無	あり
	令和8年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7件
	令和8年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	3件
	令和8年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回
	令和8年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数	8回
	令和8年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	3人
	令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	6回
	令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	15
	令和8年度の自立支援協議会における専門部会の設置数	5
	令和8年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数	15回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築

令和8年度における県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数について、延べ10人以上参加することを目標とします。

また、令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を構築すること、令和8年度における共有する場の実施回数を年1回以上とすることをそれぞれ目標とします。

現状	令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数（見込み）	10人
	令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無（見込み）	あり
	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数（見込み）	6回
目標値	令和8年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数	10人
	令和8年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	あり
	令和8年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	6回

第2章 障害福祉サービスの見込量等

1 障害福祉サービスの見込量と確保方策

これまでの実績等を踏まえた、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービスの見込量と確保方策を以下のとおり定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

名 称	内 容
居宅介護	障がい者が居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する助言等、生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と外出時の介護を総合的に受けられるサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等の必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等の必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人がサービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けることができる仕組みです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用時間数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
訪問系サービス計	人	57	57	65	71	75	81	
	時間	1,407	1,495	1,833	2,082	2,127	2,383	
内 訳	居宅介護	人	37	39	42	45	49	53
		時間	467	452	467	500	545	589
	重度訪問介護	人	5	4	6	7	7	8
		時間	836	890	1,200	1,400	1,400	1,600
	同行援護	人	11	12	12	13	13	14
		時間	89	147	150	163	163	175
	行動援護	人	4	2	5	6	6	6
		時間	15	6	16	19	19	19
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の数値は年度途中の実績を踏まえた見込値 (以下、同様)

・確保方策等

障がい者が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう、相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

また、サービス利用が必要な障がい者のサービス利用を促すため、様々な機会を通じた事業の周知を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、次の9つのサービスをいいます。

名 称	内 容
生活介護	障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がい者について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	病院や施設を退院・退所した障がい者や特別支援学校を卒業した人に対し、身体的リハビリテーション、社会的リハビリテーションを提供することで、地域生活を営む上で身体機能及び生活能力の維持・向上等を図るためのサービスです。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援B型	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。
短期入所	居宅において、介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を受けるサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人	199	195	198	200	202	204
	人日	4,080	3,839	4,000	4,040	4,081	4,121
自立訓練 (機能訓練)	人	3	4	4	5	5	5
	人日	45	76	76	95	95	95
自立訓練 (生活訓練)	人	3	5	5	7	9	9
	人日	68	84	84	118	151	151
就労選択支援	人	0	0	0	1	1	1
就労移行支援	人	11	12	13	14	16	16
	人日	173	202	202	218	249	249
就労継続支援 (A型)	人	61	74	76	86	97	110
	人日	1,206	1,332	1,332	1,507	1,700	1,928
就労継続支援 (B型)	人	208	227	229	244	259	275
	人日	3,510	3,639	3,639	3,877	4,116	4,370
就労定着支援	人	2	2	2	2	2	3
療養介護	人	20	20	20	20	21	21
短期入所 (福祉型・医療型)	人	18	16	20	21	23	23
	人日	262	196	260	273	299	299

・確保方策等

生活介護や自立訓練、短期入所については、障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

新たに創設された就労選択支援については、サービスの内容や本市の情勢等を勘案しながら、サービス提供体制の確保に向けた取組について検討します。

就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援については、障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、自立支援協議会を活用しながらハローワーク等の関係機関と緊密な連携を図るとともに、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します。

療養介護については、筋萎縮性側索硬化症 (ALS) や筋ジストロフィー患者等の重症心身障がい者に対応できる医療施設でのみ受け入れが可能なサービスであることから、医療機関と連携することにより、見込量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

名 称	内 容
自立生活援助	施設等を利用していた障がい者のうち、一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

・ サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	人	14	12	14	14	14	14
共同生活援助 (グループホーム)	人	100	117	119	125	130	135
施設入所支援	人	137	135	132	130	128	126

・ 確保方策等

自立生活援助については、サービス提供事業所との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の確保に努めます。

共同生活援助については、施設入所者等の地域生活への移行を図るために重要な施設であることを踏まえ、基盤整備を促進します。

また、地域住民の理解を深められるよう、市民に対する障がい理解の普及・啓発を図ります。

施設入所支援については、関係機関と連携し、施設別の待機者状況を把握することなどにより、適切なサービス供給ができる体制の確保に努めます。

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

名 称	内 容
計画相談支援	相談支援専門員が、障がい者の自立した生活を支援するための障害福祉サービス等の利用に係る計画の作成、見直し等を行うサービスです。
地域移行支援	入所している障がい者又は入院している精神障がい者の地域生活に移行するための相談等を行うサービスです。
地域定着支援	居宅等にて単身で生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人	611	649	650	667	683	699
地域移行支援	人	2	1	3	4	5	6
地域定着支援	人	0	0	1	1	1	1

・確保方策等

計画相談支援については、自立支援協議会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、障がい者等基幹相談支援センターや障がい者地域生活支援拠点と連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

地域移行支援や地域定着支援については、施設入所者等の地域生活への移行において必要なサービスであることを踏まえ、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します。

2 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策

これまでの実績等を踏まえた、令和6年度から令和8年度までの3か年における障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策を以下のとおり定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援に係るサービスとして、次の3つのサービスの提供を推進しています。

名 称	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学している障がい児について、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士、臨床心理士等が、保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人	257	244	252	259	266	271
	人日	1,836	1,686	1,818	1,870	1,922	1,953
放課後等デイサービス	人	314	381	417	468	481	489
	人日	2,227	2,442	2,812	3,156	3,244	3,296
保育所等訪問支援	人	3	5	6	7	8	8
	人日	4	5	6	7	8	8

・確保方策等

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、本市独自の利用者負担の助成を行い、利用を促進します。

また、公開療育の実施や児童発達支援センターとの連携によるスタッフのスキルアップに努めるとともに、個別支援計画やモニタリング報告書等を通して実態と課題の把握に努めます。

保育所等訪問支援については、保護者や保育所等への制度周知を図るとともに、個別支援計画や保育所等訪問支援報告書等を通して実態と課題の把握に努めながら、関係機関との連携を進め、サービス内容の充実を図ります。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのため外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	0	1	1	1
	人日	1	0	0	1	1	1

・確保方策等

本市にはサービス事業所があるが、対象児がいない状況が続いています。

医療的ケア児に係る連携・協議の場において、関係者への周知をはじめ、サービスのあり方等について、検討します。

(3) 障害児相談支援

障がい児について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの平均利用者数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	人	188	202	228	251	258	262

・確保方策等

自立支援協議会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、障がい者等基幹相談支援センター等と連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的とする事業です。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。

これまでの実績や日置市の実情等を踏まえた、令和6年度から令和8年度までの3か年における地域生活支援事業の見込量と確保方策を以下のとおり定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

(1) 理解促進・啓発事業

障がいや障がい者等に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
広報活動・啓発活動の実施回数	回/年	0	1	0	1	1	1

・確保方策等

障がいへの理解や配慮について周知し、障がい者の日常生活及び社会参加に対する意欲向上を図ります。

また、見た目には障がいがあることが分かりにくい内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がい及び難病等について理解促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

① 本人活動支援事業

障がい者本人によるボランティア活動を支援します。

・確保方策等

障がい者団体に委託し、ボランティアの実習や地域のニーズに応じた各種ボランティア活動を行います。

② ボランティア活動支援事業

障がい者及びその家族等の団体が行う障がい者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供活動（ピアサポート活動）等の障がい者等に対するボランティア活動の支援を行います。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ボランティア活動支援実施回数	回/年	0	1	2	2	2	2

・確保方策等

障がい者への社会的理解の啓発及び社会復帰を図るため、家族会等が実施する交流会、研修、講座、相談対応及びボランティア活動等事業に対し、助成を行います。

(3) 相談支援事業

相談支援事業として、次の2つの事業を実施しています。

名 称	内 容
障害者相談支援事業	障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等の必要な支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障がい者及び障がい児のための総合的な相談業務をワンストップで行い、障がい者虐待防止センターとしての役割も備える障がい者等基幹相談支援センターを運営します。

・事業実績値及び見込量

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者相談支援事業	か所	8	7	8	8	8	8
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1

・確保方策等

障害者相談支援事業については、当該事業を委託している事業所が、地域の包括的な相談支援を担えるよう、連携を図るとともに、今後増加の見込まれる発達障がいに関する相談にも対応できるよう、体制を整備します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

身寄りがいない等の理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障がい者または精神障がい者を対象に、本市が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度利用支援事業（申立人数）	人/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業（助成人数）	人/年	0	0	0	1	1	1

・確保方策等

自己決定を尊重する中で、判断能力の不十分な障がい者の保護を図るため、関係機関等と連携して利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

知的障がい者又は精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度における後見等の業務を行う事ができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度法人後見支援事業（申立人数）	人/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業（助成人数）	人/年	0	0	0	1	1	1

・確保方策等

自己決定を尊重する中で、判断能力の不十分な障がい者の保護を図るため、関係機関等と連携して利用促進に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業として、次の以下の事業を実施しています。

名 称	内 容
手話通訳者設置事業	本庁・各支所に手話通訳者または手話奉仕員を配置し、各種案内、手続きの支援を行います。

・事業実績値及び見込量

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話通訳者設置事業 (配置人数)	人	1	1	1	1	1	1

・確保方策等

現在の体制の維持に努めるとともに、手話通訳者養成研修事業等により手話通訳者等の育成を推進します。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。
日常生活用具の具体的な内容については、次のとおりです。

名 称	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に使用する椅子等、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
在宅療養支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
居宅生活動作補助用具	在宅で生活している身体に障がいがある方に対し、在宅生活が円滑に行えるように、段差の解消やスロープの取付け等の住宅改修を行う制度です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
日常生活用具給付等事業計	件/年	1,181	1,264	1,278	1,328	1,328	1,328	
内 訳	介護・訓練支援用具	件/年	1	0	3	3	3	3
	自立生活支援用具	件/年	8	3	7	7	7	7
	在宅療養等支援用具	件/年	1	6	6	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	件/年	4	9	10	10	10	10
	排泄管理支援用具	件/年	1,165	1,245	1,250	1,300	1,300	1,300
	居宅生活動作補助用具	件/年	2	1	2	2	2	2

・確保方策等

日常生活用具の新たな技術開発等の情報の収集に努めます。
また、品目の見直しを行う際は、業者及び関係団体に周知します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講座を実施します。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話奉仕員養成講座 (修了者数)	人/年	27	22	19	25	25	25

・確保方策等

広報紙やホームページにおいて講習会の周知を図ります。
また、より効果的な養成が行えるよう、関係団体と連携を図りながら事業を実施します。

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要な障がい者等に対し、通勤や通学、通院、通所又は営業活動等の経済活動に係る外出や、通年かつ長期にわたる外出等を除いた外出について支援を行います。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数	人/月	8	10	10	10	10	10
利用延時間	時間/月	427	443	459	500	500	500

・確保方策等

安定したサービスの提供体制を維持していくため、事業者と連携を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供します。

I型・II型・III型があり、それぞれの内容は以下のとおりです。

名 称	内 容
地域活動支援センター I型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、精神障がい者等に対し、医療及び福祉等の関係機関との連携強化のための調整、社会適応訓練等を実施します。
地域活動支援センター II型	就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター III型	就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

・事業実績値及び見込量

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センターI型	か所	4	4	4	4	4	4
	人/年	3,604	3,500	3,500	3,526	3,540	3,558
地域活動支援センターII型	か所	2	1	1	1	1	1
	人/年	6	1	1	1	1	1
地域活動支援センターIII型	か所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0

・確保方策等

安定したサービスの提供体制の維持や支援の充実のため、事業者と連携を図ります。

I型については、今後増加の見込まれる発達障がいに関する相談等にも対応できるよう、必要に応じて適宜事業所数の見直しを行います。

II型・III型については、サービス内容の実情を踏まえた事業の見直しを検討します。

(11) 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者等に活動の場を一時的に提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行います。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施数	か所	5	7	7	7	7	7
利用者数	人/月	12	13	13	14	14	15

・確保方策等

障がい者とその家族の実態を踏まえながら、必要に応じた事業内容を検討します。

(12) スポーツ・レクリエーション教室開催等

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇の活用を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催します。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
スポーツ大会開催回数	回/年	0	1	1	1	1	1
グラウンドゴルフ教室・大会開催回数	回/年	0	3	1	1	1	1

・確保方策等

広報紙やホームページで事業の周知を図り、障がい者の参加を促進します。

(13) 点字・声の広報

文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、広報紙の点字版と音声版を作成します。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
広報紙（点字版）	部/月	24	24	26	26	26	26
広報紙（音声版）	本/月	24	24	26	26	26	26

・確保方策等

関係団体と連携しながら、必要部数の作成に努めます。

(14) 自動車運転免許取得・自動車改造助成

身体障がい者等が免許を取得するために要した費用及び身体障がい者等が所有する自動車をその運転に適応するように改造するために要した費用の一部を助成します。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自動車免許取得	人/年	0	0	2	2	2	2
自動車改造	人/年	1	4	3	5	6	7

・確保方策等

障がい者の自立を促進するため、関係機関と連携し取組を進めるとともに、ホームページやリーフレット等の活用により、利用促進を図ります。

4 その他の活動指標

その他の活動指標について、国の基本指針等に基づき、以下のとおり設定し、各種施策等の推進を図ります。

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、日置市地域自立支援協議会において、施策推進に係る協議や情報共有等を行っていますが、今後もこれまでの取組を継続して実施します。

また、地域移行支援・地域定着支援について、市内で実施している事業所が1事業所のみである状況も踏まえ、ニーズを踏まえた提供体制の確保・整備を図ります。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	19	20	20	20	20	20
内 訳	保健	人	1	1	1	1	1
	医療（精神科）	人	0	0	0	1	1
	医療（精神科以外）	人	1	1	1	1	1
	福祉	人	14	15	15	14	14
	介護	人	1	1	1	1	1
	当事者及び家族	人	2	2	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/月	1	0	1	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/月	47	58	60	65	70	75

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
精神障がい者の自立生活 援助利用者数	人/月	12	10	12	12	12	12
精神障がい者の自立訓練 （生活訓練）利用者数	人/月	1	2	3	3	3	3

（２）地域生活支援の充実に係る活動指標

令和５年度に設置した地域生活支援拠点について、コーディネーターの配置や設置した地域生活支援拠点の運用状況に係る検証・検討の場の設置等を行うことで、適切な運営を図ります。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域生活支援拠点等の設 置箇所数	か所	0	0	1	1	1	1
地域生活支援拠点等に係 るコーディネーターの配 置数	人	0	0	1	1	1	1
地域生活支援拠点等の運 用状況に係る検証・検討の 場の開催回数	回/年	0	0	1	1	1	1

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等に係る活動指標

巡回支援専門員数及び医療的ケア児等に関するコーディネーター数の維持を図ります。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
巡回支援専門員の配置人数	人	2	2	2	2	2	2
巡回支援専門員による巡回回数	回/年	71	71	71	71	71	71
巡回支援専門員の巡回による相談者数	人/年	608	506	660	687	706	717
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	人	0	2	2	2	2	2

(4) 相談支援体制の充実・強化に係る活動指標

基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所に対する指導・助言や人材育成に対する支援等による質の向上や、相談支援事業所との連携強化等を図ることで、相談支援体制の充実・強化を図ります。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談支援センターの設置数	か所	1	1	1	1	1	1
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	5	5	6	6	7	7
相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	件/年	3	3	3	3	3	3
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	1	1	3	4	5	6
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	5	5	5	6	7	8
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	1	2	2	3
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	回/年	4	1	6	6	6	6
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	数	14	15	15	15	15	15
自立支援協議会における専門部会の設置数	数	5	5	5	5	5	5
自立支援協議会における専門部会の実施回数	回/年	5	3	14	15	15	15

(5) 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築に係る活動指標

県等が実施する研修へ積極的に参加するとともに、その情報を広く展開し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

また、審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制を整え、給付の適正化にも取り組みます。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数（延）	人/年	10	10	10	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有・無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	回/年	6	6	6	6	6	6

(6) 発達障がい者等に対する支援に係る活動指標

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応を行うことができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等による支援体制の確保に努めます。

・事業実績値及び計画値（活動指標）

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数	人/年	0	0	0	1	1	1
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 実施者数	人/年	0	0	0	3	3	3

第4部 資料編

第1章 日置市障がい者計画等検討委員会設置要綱

1 設置要綱

平成23年3月18日

告示第26号

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市障害児福祉計画（以下これらを「障がい者計画等」という。）の策定及び変更その他必要な事項を審議する組織として、日置市障がい者計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 障がい者計画等の進捗状況に関すること。
- (3) 障がい者計画等の数値目標等の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい者等に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 障がい福祉施設等の代表
- (5) 障がい者団体の代表
- (6) 関係行政機関の代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(日置市障害福祉計画推進協議会設置要綱の廃止)

- 2 日置市障害福祉計画推進協議会設置要綱（平成20年日置市告示第101号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日以後の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成25年2月7日告示第12号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日告示第104号）

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日告示第102号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による市障害児福祉計画の作成の準備は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則（令和5年4月1日告示第45号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 委員名簿

種別	所属・役職等	氏名
第1号委員 保健医療関係者	日置市医師会 理事	奥 章三
第2号委員 福祉関係者	日置市民生委員・児童委員協議会 会長	中原 直美
	日置市社会福祉協議会 会長	宮路 高光
第3号委員 学識経験者	鹿児島国際大学 福祉社会学部社会福祉学科 准教授	川崎 竜太
第4号委員 障がい福祉施設等の代表	鹿児島県社会福祉事業団 ゆすの里 園長	大野 英一
	社会福祉法人明和会 みどりの里 施設長	仮屋 基美
	特定非営利活動法人 樹 副理事長	花木 広昭
	社会福祉法人大瀧福祉会 理事長 (子どもの家療育クラブ)	瀧山 康博
	社会福祉法人信成会 理事長 (ふるさと学園)	河野 史代
	社会福祉法人曙福祉会 吹上学園 施設長	佐野 公一
	社会福祉法人緑風会 太陽の里 施設長	瀬戸山 豪
	社会福祉法人日置福祉会 理事長 (うめの里)	東 正樹
	医療法人向陽会 向陽ホーム 施設長	前田 省造
第5号委員 障がい者団体の代表	日置市手をつなぐ育成会 会長	花木 千鶴
	日置市身体障害者協会 会長	國分 隆
第6号委員 関係行政機関の代表	鹿児島県立串木野特別支援学校 学校長	榎本 博
	鹿児島地域振興局 地域保健福祉課 課長	新屋敷 秀隆
	日置市立伊集院北小学校 学校長	田平 奈保美
	日置市子ども支援センター 所長	田淵 隆之
第7号委員 市長が必要と認める者	日置市自治会長連絡協議会 会長	村原 法文
	日置市商工会 会長	鈴木 正文
	伊集院公共職業安定所 統括職業指導官	清水 敏文
	公募委員	上 真紀

第2章 用語解説

アルファベット

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行う、という行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

あ行

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。

か行

機能訓練

心身の機能が低下している人に対して、医療機関におけるリハビリテーション終了後、在宅での日常生活の自立を助けることを目的に、機能の維持・回復に必要な訓練を行うもの。

共生社会

全ての人が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活することのできる社会。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動等、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

インフルエンザ脳症、脳腫瘍、脳血管障がいといった病気や交通事故等により脳に損傷を受け、記憶障がい、注意障がい、失語や感情のコントロール不良といった感情障がい引き起こされる状態。

合理的配慮

障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

さ行

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを有する状態。身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢の全ての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「全て国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司等の専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

社会福祉協議会

地域の住民組織と社会福祉事業関係者で構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う民間団体。

障害者基本法

共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関するの基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障がい者の差別禁止や社会参加を促す国連の障害者権利条約の批准に向け、平成 25 年 6 月に成立。平成 28 年 4 月に施行される。障がいを理由とした差別の禁止を事業者等に義務づける。差別の情報があつた場合、国は事業者等に差別行為の有無の報告を求め、助言や指導をすることができる。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けて、福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、平成 25 年 4 月から施行された。

情報アクセシビリティ

障がい者等が円滑に情報を取得・利用したり、他人との意思疎通を図ることができるようにしたりするため、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能を備えること。

自立支援協議会

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

身体障がい

身体障害者福祉法に規定された、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がいをいう。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載されている。

精神障がい

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある状態。精神疾患には、統合失調症やそううつ病、うつ病、器質性精神障がい、中毒性精神障がい、てんかん等がある。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知等）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

相談支援事業所

障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行う事業所。

た行

地域移行

障がい者が入所施設や精神科病院等から地域での生活に移行すること。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備した場所・体制。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みや体制。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態のこと。

聴覚平衡障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡障がいは、三半規管や中枢神経系等の働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

特別支援学級

小中学校等において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服することを目的に設置される学級。

特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置されている学校。

な行

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの種類の一つ。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

難病

原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等別個の対策の体系がないもの。

発達障がい

発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がいは「自閉症スペクトラム障がい」という新たな呼称が使用されている。

ピアサポート

ピアとは、同じような立場や境遇、経験等を共にする者たちを表す言葉であり、障がい領域においては、障がい者自身が、自らの体験に基づいて、他の障がい者に対する相談支援等を行う活動のこと。

福祉避難所

主に高齢者、障がい者、乳幼児等の特別な配慮を必要とし、一般の避難所では生活することが難しい人を受け入れるための環境が整備された避難所。

ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。

ペアレントプログラム

保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とする「ペアレントトレーニング」に対して、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。

放課後等デイサービス

就学している障がい児等に対し、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流促進等の支援を行うもの。

補装具

身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすくするための器具のこと。義手、義足、つえ、歩行器、義眼、補聴器、車椅子等がある。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。全ての民生委員は児童委員を兼ねており、児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉に関し、相談支援を行う。

ら行

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

療育

障がいのある児童やその可能性のある児童に対する医療や教育等、発達を促すための一連の取組。「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を一字ずつあわせた高木憲次氏の造語が起源とされる。

療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

第5期日置市障がい者計画
第7期日置市障がい福祉計画
第3期日置市障がい児福祉計画

発行年月	令和6年3月
発行	鹿児島県 日置市
編集	日置市 市民福祉部 福祉課
	〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
	TEL099-248-9416

